岡山県地域防災計画

（原子力災害等対策編）

令 和 ５ 年 ２ 月

岡山県防災会議

岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）　目次

第１編　総　論

第１章　総　則
第１節　計画の目的 …… 1
第２節　計画の性格
１　原子力災害等対策の基本となる計画 …… 1
２　岡山県地域防災計画における他の災害対策との関係 …… 1
３　市町村地域防災計画との関係 …… 2
４　計画の修正 …… 2
第３節　計画の周知徹底 …… 2
第４節　計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針 …… 2
第５節　用語の意義 …… 2
第６節　防災関係機関の事務又は業務の大綱 …… 3

第２編　原子力災害対策

第１章　総　則
第１節　基本方針 …… 11
第２節　原子力施設の概要 …… 11
第３節　計画の基礎とするべき災害の想定
１　火災、爆発等による核燃料物質の放出 …… 11
２　臨界事故 …… 11
第４節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割 …… 12
第５節　防護措置の準備及び実施
１　原子力施設の状態等に応じた防護措置の準備及び実施 …… 12
２　放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施 …… 12
第６節　周辺市等への情報伝達 …… 13
第２章　原子力災害事前対策
第１節　基本方針 …… 14
第２節　人形峠環境技術センターに係る周辺環境の安全確保 …… 14
第３節　人形峠環境技術センターとの防災業務計画に関する協議 …… 14
第４節　報告の徴収と立入検査 …… 14
第５節　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）との連携 …… 14
第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え …… 15
第７節　情報の収集・連絡体制等の整備
１　情報の収集・連絡体制の整備 …… 15
２　情報の分析整理 …… 16
３　通信手段の確保 …… 17
第８節　緊急事態応急体制の整備
１　警戒態勢をとるために必要な体制等の整備 …… 18

２　県本部体制等の整備 ･･･ 19
３　オフサイトセンターにおける合同対策協議会等の体制 ･････････････････ 19
４　防災関係機関相互の連携体制 ･････････････････････････････････････ 19
５　警察災害派遣隊 ･･･ 19
６　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊 ･････････････････････････････ 20
７　自衛隊との連携体制 ･･･ 20
８　原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制 ･････････････････････････････ 20
９　広域的な応援協力体制の拡充・強化 ･･････････････････････････････････ 20
10　オフサイトセンター ･･･ 20
11　モニタリング体制等 ･･･ 20
12　住民等の被ばく線量の把握体制の整備 ･････････････････････････････････ 21
13　専門家の派遣要請手続き ･･･ 22
14　放射性物質による環境汚染への対処のための整備 ･････････････････････ 22
15　複合災害に備えた人材及び防災資機材の確保等 ･････････････････････ 22
第９節　避難受入活動体制の整備
１　避難計画の作成 ･･･ 22
２　指定避難所等の整備等 ･･ 22
３　要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備 ･････････････････････････････ 23
４　住民等の避難状況の確認体制の整備 ･･････････････････････････････････ 24
５　指定避難所等・避難方法等の周知 ･･････････････････････････････････ 24
６　ボランティア等の受入体制 ･･････････････････････････････････････ 25
第10節　緊急輸送活動体制の整備
１　専門家の移送体制の整備 ･･･ 25
２　緊急輸送路の確保体制等の整備 ･･････････････････････････････････ 25
第11節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備
１　救助・救急活動用資機材の整備 ･･････････････････････････････････ 25
２　救助・救急機能の強化 ･･ 25
３　医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備 ･･････････････ 25
４　消火活動体制の整備 ･･･ 26
５　防災業務関係者の安全確保関係 ･･････････････････････････････････ 26
第12節　住民等への的確な情報伝達体制の整備 ･････････････････････････ 26
第13節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な
情報発信
１　住民等への広報活動 ･･･ 27
２　防災週間等における啓発事業の実施 ･･････････････････････････････ 27
第14節　防災業務関係者の人材育成 ･･････････････････････････････････ 28
第15節　防災訓練等の実施
１　訓練計画の策定 ･･･ 28
２　訓練の実施 ･･･ 29
３　実践的な訓練の実施と事後評価 ･･････････････････････････････････ 29
第16節　原子力施設周辺空域の飛行規制 ･･････････････････････････････ 29
第17節　災害復旧への備え ･･ 29
第３章　災害応急対策
第１節　基本方針 ･･ 30
第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

１　施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡 ･････････････････････････････ 30
２　応急対策活動情報の連絡 ･････････････････････････････････････ 31
３　一般回線が使用できない場合の対処 ･････････････････････････････ 32
４　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動 ･････････････ 32
第３節　活動体制の確立
１　県の活動体制 ･･･ 33
２　合同対策協議会への出席等 ･････････････････････････････････････ 35
３　専門家の派遣要請 ･･･ 38
４　応援要請及び職員の派遣要請等 ･････････････････････････････････ 38
５　自衛隊の派遣要請等 ･･･ 38
６　防災業務関係者の安全確保 ･････････････････････････････････････ 39
第４節　避難、屋内退避等の防護措置
１　避難、屋内退避等の防護措置の実施 ･････････････････････････････ 40
２　要配慮者への配慮 ･･･ 41
３　避難の指示等の実効をあげるための措置 ･････････････････････････ 41
４　飲食物、生活必需品等の供給 ･･･････････････････････････････････ 41
５　住民等に対する避難退域時検査の実施 ･･･････････････････････････ 41
６　避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施 ･･･ 41
７　住民等への生活支援活動 ･･･････････････････････････････････････ 42
第５節　治安の確保及び火災の予防 ･････････････････････････････････ 42
第６節　飲食物の摂取制限及び出荷制限等
１　飲食物の摂取制限及び出荷制限 ･････････････････････････････････ 42
２　農林畜水産物の採取及び出荷の制限 ･････････････････････････････ 42
３　飲料水及び食料の供給 ･･･ 42
第７節　緊急輸送活動
１　緊急輸送活動 ･･･ 43
２　緊急輸送のための交通確保 ･････････････････････････････････････ 44
第８節　救助・救急、消火及び医療活動
１　救助・救急及び消火活動 ･･･････････････････････････････････････ 46
２　医療活動 ･･･ 46
第９節　住民等への的確な情報伝達活動
１　住民等への的確な情報伝達活動 ･････････････････････････････････ 49
２　住民等からの問合せに対する対応 ･･･････････････････････････････ 50
第４章　原子力災害中長期対策
第１節　基本方針 ･･･ 51
第２節　緊急事態解除宣言後の対応 ･････････････････････････････････ 51
第３節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定 ･･････････ 51
第４節　放射性物質による環境汚染への対処 ･････････････････････････ 51
第５節　各種制限措置等の解除 ･････････････････････････････････････ 51
第６節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表 ･････････････････ 51
第７節　災害地域住民に係る記録等の作成
１　災害地域住民の記録 ･･･ 51
２　影響調査の実施 ･･･ 51
３　災害対策措置状況の記録 ･･･････････････････････････････････････ 51

第８節　風評被害等の影響の軽減 ･･･ 52
第９節　被災中小企業等に対する支援 ･････････････････････････････････････ 52
第10節　心身の健康相談体制の整備 ･････････････････････････････････････ 52
第11節　物価の監視 ･･･ 52
第12節　復旧・復興事業からの暴力団排除 ･････････････････････････････････ 52

第３編　放射性物質事故対策

第１章　総　則
第１節　基本方針 ･･･ 53
第２節　本編の対象とする事象
１　放射性物質を取り扱う事業所に係る事故 ･････････････････････････････ 53
２　管理下にない放射性物質による被ばく等の事故･････････････････････････ 53
第３節　計画における対応 ･･･ 53
第２章　事故の予防と体制の整備
第１節　基本方針 ･･･ 54
第２節　放射性物質に係る事故の予防対策
１　放射性物質取扱事業者等が行う措置 ･････････････････････････････････ 54
２　防災関係機関が行う措置 ･･･ 54
第３節　放射性物質に係る事故時の体制整備
１　放射性物質取扱事業者等が行う措置 ･････････････････････････････････ 54
２　防災関係機関が行う措置 ･･･ 54
第３章　事故時の応急対策
第１節　基本方針 ･･･ 54
第２節　放射性物質取扱事業者等が行う措置
１　連絡通報体制 ･･･ 55
２　被害の拡大防止 ･･ 55
３　防災関係機関が行う措置への協力 ･････････････････････････････････････ 55
第３節　国、県、県警察、市町村が行う措置
１　国が行う措置 ･･･ 56
２　県が行う措置 ･･･ 56
３　県警察が行う措置 ･･･ 56
４　市町村が行う措置 ･･･ 56
第４章　事故復旧対策 ･･･ 56

第１編　総　論

第１章　総　則

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の加工施設及び使用施設の運転等及び事業所外運搬（以下「運搬」という。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることなどによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策を定めるとともに、その他の放射性物質事故災害から地域住民等を守るために県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関がとるべき必要な措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって、県民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第２節　計画の性格

１　原子力災害等対策の基本となる計画

この計画は、県の原子力災害等対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策編に基づいて、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように緊密に連携を図った上で作成したものである。

県等関係機関は想定されるすべての事態に対応できるよう対策を講じ、不測の事態が発生した場合であっても対処しうるよう体制を整備する。

２　岡山県地域防災計画における他の災害対策との関係

（１）岡山県地域防災計画での位置付け

この計画は、「岡山県地域防災計画」の「原子力災害等対策編」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については、「岡山県地域防災計画（風水害等対策編）」に準ずる。

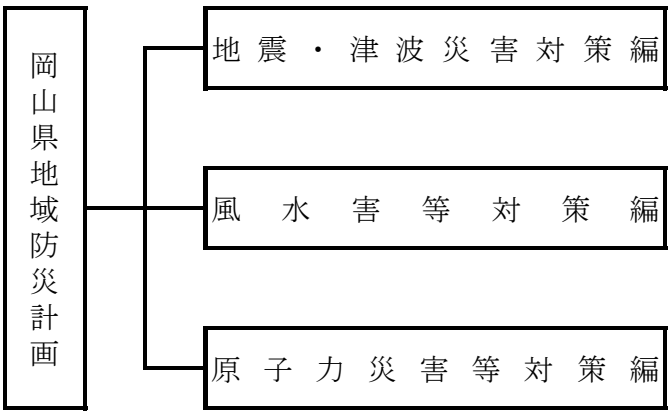

（２）原子力災害等対策編の構成

この計画の構成は、次の３編からなる。

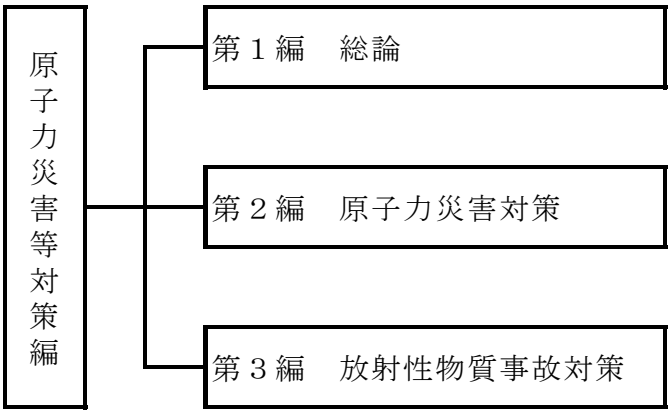

３　市町村地域防災計画との関係

市町村が地域防災計画（原子力災害等対策編）を作成又は修正するに当たっては、この計画を基本とし、県の地域防災計画に抵触することのないよう具体的な計画を定めておく。

４　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第３節　計画の周知徹底

この計画は、市町村、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、鏡野町や周辺市である津山市、真庭市の住民等への周知を図る。

また、関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期す。

第４節　計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害等対策編）は、中央防災会議の示す「防災基本計画」及び原災法第６条の２第１項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を十分に尊重する。

第５節　用語の意義

この計画において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（１）県本部‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県災害対策本部をいう。

（２）県現地本部‥‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県現地災害対策本部をいう。

（３）町本部‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥鏡野町災害対策本部をいう。

（４）県防災計画‥‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県地域防災計画をいう。

（５）県本部長‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥岡山県災害対策本部長をいう。

（６）防災関係機関‥‥‥‥‥‥‥‥県、県警察、県教育委員会・私立各学校等管理者、市町、津山圏域消防組合、自衛隊、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団

体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。

（７）原子力事業者‥‥‥‥‥‥‥原災法第２条に該当する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構をいう。

（８）人形峠環境技術センター‥‥国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターをいう。

（９）災害対策指針‥‥‥‥‥‥‥「原子力災害対策指針」をいう。

（10）情報収集事態‥‥‥‥‥‥‥鏡野町、鳥取県三朝町で震度５弱又は震度５強の地震が発生した事態（鏡野町、鳥取県三朝町において震度６弱以上の地震が発生した場合を除く。）をいう。

（11）警戒事態（ＡＬ）‥‥‥‥鏡野町、鳥取県三朝町で震度６弱以上の地震が発生、または、原子力規制委員会において、人形峠環境技術センターから報告された事象が警戒事態に該当すると判断された事態をいう。

（12）施設敷地緊急事態（ＳＥ）‥原災法第10条第１項に規定された異常事象（特定事象）が発生した事態をいう。（人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は関係機関に通報することが義務付けられている。）

（13）現地事故対策連絡会議‥‥‥施設敷地緊急事態の通報を受けた後、オフサイトセンターにおいて国、県等関係機関で対策を協議するための連絡会議をいう。

（14）全面緊急事態（ＧＥ）‥‥‥原災法第15条に規定された緊急事態（原子力緊急事態）が発生した事態をいう。（内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、原子力災害対策本部を立ち上げる。）

（15）オフサイトセンター‥‥‥‥原災法第12条に基づく緊急事態応急対策等の拠点施設をいう。

（16）合同対策協議会‥‥‥‥‥‥原子力緊急事態宣言が発出されたとき、国、県、鏡野町、原子力事業者等が、それぞれに実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに組織する「原子力災害合同対策協議会」をいう。

（17）周辺市‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥津山市、真庭市をいう。

第６節　防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、県、県警察、県教育委員会・私立各学校等管理者、市町、津山圏域消防組合、自衛隊、指定　地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関及び原子力事業者の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、岡山県地域防災計画（風水害等対策編）第１編第３章に定める「各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を基本に次のとおりとする。

１　県

（１）原子力防災に関する組織の整備に関すること。

（２）原子力防災知識の普及、啓発に関すること。

（３）原子力防災訓練の実施に関すること。

（４）原子力防災活動資機材等の整備に関すること。

（５）原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。

（６）平常時及び緊急時モニタリングの実施に関すること。
（７）国の専門家の派遣要請に関すること。
（８）県本部の設置及び廃止に関すること。
（９）住民等に対する広報及び指示伝達に関すること。
(10) 住民の避難及び立入制限等に関すること。
(11) 被災者の救助、救護及び支援等に関すること。
(12) 緊急時医療活動体制の整備に関すること。
(13) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
(14) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。
(15) 飲料水、食料、医薬品その他の物資の備蓄及び確保に関すること。
(16) 緊急輸送体制の整備に関すること。
(17) 災害復旧の実施に関すること。
(18) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
(19) 市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の災害応急対策の連絡調整に関すること。
(20) 国の災害対策本部等との災害応急対策の連絡調整に関すること。
(21) その他原子力災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

２　県警察

（１）原子力災害警備実施計画に関する業務に関すること。
（２）原子力災害警備用装備資機材の整備に関すること。
（３）原子力災害情報の収集、伝達に関すること。
（４）屋内退避、避難誘導に関すること。
（５）交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策業務に関すること。
（６）治安の維持、その他災害時における必要な対策に関すること。
（７）関係機関による災害救助及び災害復旧活動への協力に関すること。

３　県教育委員会・私立各学校等管理者

（１）児童、生徒への原子力防災の知識の普及に関すること。
（２）原子力災害時における児童、生徒の退避等に関する体制の整備及び安全確保に関すること。
（３）退避、避難施設として学校施設の使用への協力に関すること。

４　市町

［鏡野町］

（１）原子力防災に関する組織の整備に関すること。
（２）原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
（３）原子力防災訓練の実施に関すること。
（４）原子力防災活動資機材等の整備に関すること。
（５）原子力災害に関する情報の収集、伝達、広報及び被害調査に関すること。
（６）平常時及び緊急時モニタリングへの協力に関すること。
（７）町本部の設置及び廃止に関すること。
（８）避難の指示等及び指定避難所の開設に関すること。
（９）緊急時医療活動の実施及び協力に関すること。
(10) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。

(11) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。
(12) 飲料水、食料、医薬品その他物資の備蓄及び確保に関すること。
(13) 緊急輸送の確保に関すること。
(14) 災害復旧の実施に関すること。
(15) その他原子力災害の発生防止又は拡大防止のための措置に関すること。

［周辺市（津山市、真庭市）］
（１）原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
（２）原子力災害に関する情報の収集、伝達に関すること。

５　津山圏域消防組合
（１）原子力防災知識の普及、啓発に関すること。
（２）原子力災害に関する情報の収集、伝達に関すること。
（３）消火活動、救急活動及び救助活動に関すること。

６　自衛隊（陸上自衛隊第13特科隊等）
実施する救助活動の内容は、原子力災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備品等によって異なるが、通常、次のとおりである。
（１）緊急時モニタリング支援に関すること。
（２）被害状況の把握に関すること。
（３）避難の援助に関すること。
（４）行方不明者等の捜索・救助に関すること。
（５）消防活動に関すること。
（６）応急医療・救護に関すること。
（７）緊急時の避難退域時検査及び除染に関すること。
（８）人員及び物資の緊急輸送に関すること。
（９）給食及び給水に関すること。
(10) 入浴支援に関すること。
(11) その他、原子力事業者の対応状況を踏まえた上で必要がある場合には、関係機関と連携し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

７　指定地方行政機関
［中国四国管区警察局］
（１）管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関すること。
（２）他管区警察局との連携に関すること。
（３）関係機関との協力に関すること。
（４）原子力災害に関する情報の収集及び連絡に関すること。
（５）警察通信の運用に関すること。

［中国財務局（岡山財務事務所）］
（１）原子力災害時における財政金融等の適切な措置に関すること。
（２）関係機関との連絡調整に関すること。

［中国四国厚生局］

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（原子力災害時における医療提供）に関すること。

［中国四国農政局］

（１）農林畜水産物等の安全確認のための調査への助言及び協力に関すること。
（２）原子力災害時における食料の供給に関すること。
（３）農林漁業関係金融機関へ金融業務の円滑な実施のための指導に関すること。
（４）原子力防災に関する情報の収集及び報告に関すること。

［近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）］

（１）国有林の火災予防及び火災発生時の鎮圧、延焼の防止に関すること。
（２）林野・林産物の安全確認のための調査への助言及び協力に関すること。

［中国経済産業局］

（１）所掌事務に係る原子力災害情報の収集及び伝達に関すること。
（２）原子力災害時における災害対応物資の適正な価格による円滑な供給の確保のための指導等に関すること。

［中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）］

（１）所掌事務に係る原子力災害情報の収集及び伝達に関すること。
（２）海上における物資・旅客の輸送確保のため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨に関すること。
（３）陸上における物資・旅客の輸送確保のため、自動車運送事業者に対する自動車の調達のあっせん、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導に関すること。

［大阪航空局（岡山空港出張所）］

（１）航空機による原子力施設に対する災害の防止に関すること。
（２）航空情報に関すること。
（３）原子力災害時における人員、応急物資の確保に関すること。

［第六管区海上保安本部（水島海上保安部、玉野海上保安部）］

所掌事務に係る原子力災害情報の収集及び伝達に関すること。

［大阪管区気象台（岡山地方気象台）］

気象状況の把握及び通報連絡に関すること。

［中国総合通信局］

（１）所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達に関すること。
（２）原子力災害時における電波の監理及び電気通信の確保に関すること。
（３）原子力災害時における非常通信の運用監督に関すること。
（４）非常通信協議会の指導育成に関すること。
（５）災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請に関すること。

［岡山労働局（県内各労働基準監督署）］

（１）原子力施設に対する災害対策の周知指導に関すること。
（２）原子力施設の被害状況の把握に関すること。
（３）労働者の被ばく管理・監督・指導に関すること。

［中国地方整備局］
（岡山河川事務所、岡山国道事務所）
（１）原子力災害時における河川に関する必要な措置の伝達に関すること。
（２）原子力災害時における一般国道に関する必要な措置の伝達に関すること。
（宇野港湾事務所）
港湾施設の整備と防災管理に関すること。

［中国地方測量部］
（１）災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力
（２）防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力
（３）災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施

８　指定公共機関
［日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）］
原子力災害時における郵便事業の運営の確保に関すること。

［日本銀行（岡山支店）］
（１）被災地の金融機関の業務運営確保及び非常金融措置実施のあっせん・指導に関すること。
（２）復旧融資円滑化のための金融機関の指導に関すること。
（３）各種金融措置の広報に関すること。

［西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）］
原子力災害対策用物資及び人員の輸送の協力に関すること。

［西日本電信電話株式会社（岡山支店）］
（１）原子力防災応急措置の実施に必要な通信設備の優先利用に関すること。
（２）原子力災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧に関すること。
（３）気象等警報の市町への連絡に関すること。

［株式会社ＮＴＴドコモ（岡山支店）、ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社］
（１）原子力防災応急措置の実施に必要な通信設備の優先利用に関すること。
（２）原子力災害時における携帯電話サービスの提供、被災電気通信施設及び設備の応急復旧に関すること。

［日本赤十字社（岡山県支部）］
（１）原子力災害時における医療・助産その他救護に関すること。
（２）救助物資の備蓄及び被災者に対する給付に関すること。
（３）義援金の募集等に関すること。

［日本放送協会（岡山放送局）］
（１）原子力災害応急対策等の周知徹底に関すること。
（２）原子力災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。
（３）義援金品の募集及び配布についての協力に関すること。

［中国電力株式会社（岡山支社）、中国電力ネットワーク株式会社］
原子力災害時における、被災施設の早期復旧の実施及び電力の供給量の確保に関すること。

［日本通運株式会社（岡山支店）］
（１）原子力災害時における県知事の車両借り上げ要請に対する即応体制の整備に関すること。
（２）原子力災害時における物資の緊急輸送に関すること。

［西日本高速道路株式会社（中国支社）］
原子力災害時における中国自動車道、山陽自動車道、岡山自動車道及び米子自動車道の道路交通情報の伝達に関すること。

９　指定地方公共機関
［各民間放送会社（ＲＳＫ山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社）］
日本放送協会に準ずる。

［一般社団法人岡山県トラック協会］
（１）緊急輸送対策非常用備品等の整備、備蓄に関すること。
（２）災害応急活動のため、各機関からの車両借り上げ要請に対する配車の実施に関すること。

［岡山県貨物運送株式会社］
日本通運株式会社に準ずる。

［公益社団法人岡山県医師会］
（１）医療及び助産活動の協力に関すること。
（２）その他保健衛生活動の協力に関すること。

［公益社団法人岡山県看護協会］
公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

［一般社団法人岡山県ＬＰガス協会］
（１）被災施設等の応急対策及び災害復旧に関すること。
（２）災害時におけるＬＰガス供給の確保に関すること。

10　公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関
［農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所等）］

被災調査、被災対策指導並びに必要資機材及び融資のあっせんについての協力に関すること。

［文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団、青年団、婦人会等）］

被災者の応急救助活動及び義援金品の募集等についての協力に関すること。

［アマチュア無線の団体］

原子力災害時における非常無線通信の確保の協力に関すること。

［津山中央病院］

（１）原子力災害医療協力機関として、救護所の設置への協力及び現地医療班への派遣に関すること。

（２）救護所（指定避難所）における被ばく者の除染に関すること。

［岡山大学病院］

原子力災害医療協力機関として、原子力災害拠点病院が実施する原子力災害医療の支援に関すること。

［独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター］

（１）原子力災害拠点病院として、原子力災害医療協力機関では処置できない傷病者等の受入れ及び処置に関すること。

（２）高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターとの連携に関すること。

［国立大学法人 広島大学］

（１）高度被ばく医療支援センターとして、原子力災害に係る高度専門的な診療及び支援並びに教育研修等に関すること。

（２）原子力災害拠点病院に対する支援や関連医療機関とのネットワークの構築に関すること。

（３）原子力災害医療・総合支援センターとして、原子力災害時における原子力災害医療派遣チームの派遣調整等に関すること。

11　原子力事業者

［国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）］

（１）原子力事業者防災業務計画の作成に関すること。

（２）原子力施設の防災管理に関すること。

（３）原子力防災に関する従業員等への教育及び訓練に関すること。

（４）原子力災害時における状況の把握及び防災関係機関に対する情報の提供に関すること。

（５）原子力施設における火災等への適切な対処のための自衛消防隊の整備に関すること。

（６）原子力施設の火災時における消防機関への迅速な通報及び自発的な初期消火活動に関すること。

（７）原子力災害時における緊急事態応急対策の実施に関すること。

（８）原子力災害時における周辺住民等被災者の危険回避のため、情報伝達用の通信連

絡設備及び通信連絡体制の整備に関すること。
（９）環境モニタリング設備及び機器類の整備に関すること。
(10) 防護資機材の備え付け及び保守点検に関すること。
(11) 原子力防災対策資料の整備に関すること。
(12) 平常時及び緊急時モニタリングの実施に関すること。
(13) 放射性物質に汚染された物質の除去及び除染に関すること。
(14) 原子力災害事後対策の実施に関すること。
(15) 緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策が実施される場合における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施に関すること。
(16) その他、国、県、鏡野町及び周辺市並びに関係機関等が行う原子力防災対策に関する全面的な協力に関すること。

第２編　原子力災害対策

第１章　総　則

第１節　基本方針

本編は、災害対策基本法及び原災法に基づき実施する、人形峠環境技術センターに係る原子力災害対策（事業所外運搬に係るものを含む。）を定める。

第２節　原子力施設の概要

設　置　者	国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
事 業 所 名	人形峠環境技術センター
所　在　地	苫田郡鏡野町上齋原1550
施　設　名	ウラン濃縮原型プラント　濃縮工学施設　製錬転換施設

［資料１］　人形峠環境技術センター施設配置図

第３節　計画の基礎とするべき災害の想定

原子力施設からの核燃料物質（放射性物質）及び放射線の放出形態は、ウランの漏えい等を想定し、次のとおりとする。

１　火災、爆発等による核燃料物質の放出

火災、漏えい等によって施設から六フッ化ウラン（UF_6）が漏えいした場合、大気中でエアロゾル（大気中に浮遊する微粒子）形態のフッ化ウラニル（UO_2F_2）と気体としてのフッ化水素（ＨＦ）が生成され、放出・拡散されるが、施設から放出される前にフィルター等により大部分が除去される。

爆発等によりフィルターを通さずに放出されるものは、粗い粒子のものが多いとみられるが、気体状の物質に比べ早く沈降する。

２　臨界事故

臨界事故が発生した場合、核分裂反応によって生じた核分裂生成物（クリプトン、キセノン等の放射性希ガス、放射性ヨウ素等）の放出に加え、反応によって中性子線及びガンマ線が周囲に放出される。

施設から直接放出される中性子線及びガンマ線等の放射線量は、施設からの距離のほぼ二乗に反比例して減衰するため、その影響は近距離に限定される。

なお、想定される事故によって放出された放射性物質は、プルーム（気体状あるいは

粒子状の物質を含んだ空気の一団）となって風下方向に移動するが、移動距離が長くなるに従って拡散により濃度は低くなる。

第４節　原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を設定することを要しない原子力事業所に係る地方公共団体の役割

人形峠環境技術センターは、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を設定することを要しない原子力施設であるが、施設敷地内で防護措置が必要となるような事象の発生に備え、国、原子力事業者等の関係機関との情報連絡、住民等への迅速な情報提供、緊急時モニタリング等の施設周辺地域における対応に係る体制を、平時から構築しておく。

［資料２］　周辺地域図

第５節　防護措置の準備及び実施

１　原子力施設の状態等に応じた防護措置の準備及び実施

原子力施設において異常事態が発生した場合には、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる重篤な確定的影響等を回避し又は最小化するため、放射性物質の周辺環境への放出前の段階から、原子力施設等の状態が災害対策指針等に基づく緊急事態区分のいずれに該当するかに応じて、緊急時モニタリング等の予防的な防護措置を準備し、実施するものとする。

なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、国の指示によって段階的に避難措置等の予防的な防護措置を実施することがある。

（１）緊急事態区分

事故の初期段階においては、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、放射性物質の放出前から必要に応じた防護措置を講じる必要がある。この計画においては、災害対策指針等を踏まえ、以下のとおり緊急事態区分を設定し、施設の状況等に応じて緊急事態区分に該当する防護措置を実施する。

①　情報収集事態
②　警戒事態（ＡＬ）
③　施設敷地緊急事態（ＳＥ）
④　全面緊急事態（ＧＥ）

（２）緊急時活動レベル（ＥＡＬ）

緊急事態区分に該当する状況であるか否かを原子力事業者が判断するための基準として、原子力施設における深層防護を構成する各層設備の状態、放射性物質の閉じ込め機能の状態、外的事象の発生等の原子力施設の状態等に基づき、緊急時活動レベル（ＥＡＬ：Emergency Action Level）を設定する。各原子力施設の特性及び立地地域の状況に応じたＥＡＬの設定については、災害対策指針に定められたＥＡＬの枠組みに基づき、原子力事業者が行う。

［資料３］　人形峠環境技術センターに係る各緊急事態区分を判断するＥＡＬ

２　放射性物質が周辺環境へ放出された場合の防護措置の実施

放射性物質が周辺環境へ放出された場合、緊急時モニタリングによる測定結果を、防護措置の実施を判断する基準である運用上の介入レベル（ＯＩＬ：Operational

Intervention Level）と照らし合わせ、必要な防護措置を国と協力して実施するものとする。

［資料４］　ＯＩＬと防護措置

第６節　周辺市等への情報伝達

県は、人形峠環境技術センターが所在する鏡野町に隣接する等行政区画上密接な関係にある周辺市及び津山圏域消防組合と災害時の情報伝達を積極的に行う。

第２章　原子力災害事前対策

第１節　基本方針

本章は、人形峠環境技術センターに係る原子力災害の発生又は拡大を未然に防止するために必要な予防体制及び施設、防護資機材等の整備、防災訓練の実施等について定めるものである。

第２節　人形峠環境技術センターに係る周辺環境の安全確保

人形峠環境技術センターは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）等関係法令並びに県及び鏡野町との間で締結している「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定」（以下「県、鏡野町との協定」という。）を遵守し、安全確保、公害の防止及び環境の保全に万全の措置を講じ、人形峠環境技術センター周辺の住民の健康を保護し、生活環境を保全するとともに自然環境を確保し操業する。

［資料５］　人形峠環境技術センター周辺環境等に関する協定資料集

第３節　人形峠環境技術センターとの防災業務計画に関する協議

１　県は、人形峠環境技術センターが作成し、又は修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県防災計画と整合性を保つ等の観点から、人形峠環境技術センターが原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとする日の60日前までに、当該計画案を受理し協議を開始する。

また、周辺市に当該計画案を送付し、周辺市の意見を聴き、必要に応じて人形峠環境技術センターとの協議に反映させるものとする。

２　県は、人形峠環境技術センターからその原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届け出があった場合、周辺市に当該届出に係る書類の写しを速やかに送付する。

第４節　報告の徴収と立入検査

１　県は、必要に応じ、人形峠環境技術センターから報告を徴収し、適時適切な立入検査を実施すること等により、人形峠環境技術センターが行う原子力災害の予防（再発防止を含む。）のための措置が適切に行われているかどうかについて確認する。

２　立入検査を実施する県の職員は、知事から立入権限の委任を受けたことを示す身分証明書を携帯して、立入検査を行う。

第５節　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）との連携

１　県は、地域防災計画（原子力災害等対策編）の作成、人形峠環境技術センターの防災体制に関する情報の収集及び連絡、防災訓練、オフサイトセンターの防災拠点としての活用、住民等に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの緊急時対応等については、原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。

２　県は、緊急時モニタリング計画の作成、事故時の連絡体制の準備、緊急時モニタリング訓練、緊急時モニタリングセンターの準備の協力、緊急時モニタリング、関係する他組織との連携などの緊急時モニタリングの対応等については、地区の担当として指定された上席放射線防災専門官（島根担当）と密接な連携を図り、実施する。

第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

１　県は、平常時から関係機関、民間事業者等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害発生時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

２　県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。

燃料については、あらかじめ、石油販売事業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

３　県は、指定避難所、備蓄等、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

第７節　情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、鏡野町、人形峠環境技術センターその他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておく。

１　情報の収集・連絡体制の整備

（１）県と関係機関相互の連携体制の確保

県及び鏡野町は、原子力災害に万全を期すため、国、周辺市、鳥取県、鳥取県三朝町、人形峠環境技術センターその他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

（２）機動的な情報収集体制

鏡野町、津山圏域消防組合等は、迅速、的確に総合的な防災対策を実施するため、気象情報等を提供する防災情報システムの活用を図る。

県は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び鏡野町、周辺市と協力し、必要に応じ、ヘリコプター、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図る。

（３）情報の収集・連絡に当たる要員の指定

県は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場の状況等について情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図る。

（４）非常通信協議会との連携

県は、非常通信協議会とも連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

連携に当たっては、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（市町村と県を結ぶルート）」を策定している。

これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておく。

（５）移動通信系の活用体制

県は、関係機関と連携し、移動系防災無線（車載型、携帯型）、携帯電話、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図る。

（６）関係機関等から意見聴取等ができる仕組みの構築

県は、県本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

２　情報の分析整理

（１）人材の育成・確保及び専門家の活用体制

県は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう、必要な体制の整備に努める。

（２）原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

県は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。

また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び鏡野町等とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努める。

（３）防災対策上必要とされる資料

県は、国、鏡野町、周辺市、人形峠環境技術センターその他関係機関と協力して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新する。

また、これらの資料を岡山県庁、美作県民局、オフサイトセンターに適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理する。

【整備を行う資料】

①　人形峠環境技術センターに関する資料

ア　原子力事業者防災業務計画

イ　人形峠環境技術センターの施設の配置図

②　社会環境に関する資料

ア　種々の縮尺の周辺地図

イ　周辺地域の人口、世帯数（人形峠環境技術センターとの距離別、方位別、要配慮者（高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等をいう。以下同じ。）、避難行動要支援者（要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。以下同じ。）の概要、統計的な観光客数など季節的な人口移動に関する資料を含む。）

ウ　周辺一般道路、高速道路、林道、農道、鉄道、ヘリポート及び空港等交通手段に関する資料（道路の幅員、路面状況、交通状況、各種時刻表、施設の付随設備、滑走路の長さ等の情報を含む。）

エ　指定避難所及び屋内退避に適するコンクリート建物に関する資料及びあらかじめ定める避難計画（位置、収容能力、移動手段等の情報を含む。）

オ　周辺地域の配慮すべき施設（幼稚園、学校、診療所、病院、老人保健福祉施設、身体障害者援護施設等）に関する資料（人形峠環境技術センターとの距離、

方位等についての情報を含む。）

カ　原子力災害医療施設に関する資料（県内の関係医療機関、高度被ばく医療支援センターそれぞれに関する、位置、収容能力、対応能力、搬送ルート及び手段等）

キ　オフサイトセンター周辺地域の飲料水、食料及び機器保守サービスの調達方法

③　放射性物質及び放射線の影響予測に関する資料

ア　周辺地域の気象資料（過去５年間の周辺測点における風向、風速及び大気安定度の季節別及び日変化の情報等）

イ　モニタリングポスト配置図、空間放射線量率測定の候補地点図、及び環境試料採取の候補地点図

ウ　線量推定計算に関する資料

エ　平常時環境放射線モニタリング資料（過去５年間の統計値）

オ　周辺地域の水源地、飲料水供給施設状況等に関する資料

カ　農林畜水産物の生産及び出荷状況

④　防護資機材等に関する資料

ア　防護資機材の備蓄・配備状況

イ　避難用車両の緊急時における運用体制

ウ　安定ヨウ素剤等医療活動用資機材の備蓄・配備状況

⑤　緊急事態発生時の組織及び連絡体制に関する資料

ア　人形峠環境技術センターを含む防災業務関係機関の緊急時対応組織に関する資料（人員、配置、指揮命令系統、関係者名リストを含む）

イ　人形峠環境技術センターとの緊急事態発生時の連絡体制（報告基準、連絡様式、連絡先、連絡手段など）

ウ　状況確認及び対策指示のための関係機関の連絡体制表

［資料６］　原子力防災関連資料

３　通信手段の確保

県は、国、鏡野町及び周辺市と連携し、原子力防災対策を円滑に実施するため、人形峠環境技術センターからの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、電気通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整する。

（１）専用回線網の整備

①　県と国、鏡野町、周辺市との間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、緊急時における県と国及び県と鏡野町との間の通信体制を充実・強化するため、専用回線網の整備・維持に努める。

②　オフサイトセンターとの間の専用回線網の整備

県は、国と連携し、オフサイトセンターと県及び鏡野町との間の通信連絡のための専用回線網の整備・維持に努める。

（２）通信手段・経路の多様化等

①　防災行政無線の確保・活用

県は、国、鏡野町、周辺市とともに、住民等への的確な情報伝達を図るため、防

災行政無線の確保・活用を図る。

② 災害に強い伝送路の構築

県は、国と連携し、災害に強い伝送路を構築するため、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。

③ 機動性のある緊急通信手段の確保

県は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため、衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用に努める。

④ 多様な情報収集・伝達システムの整備

県は、国の協力の下、被災現場の状況を迅速に収集するため、ヘリコプターテレビ電送システム、固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。また、収集された画像情報を配信するための通信網の整備を図る。

⑤ 災害時優先電話等の活用

県は、西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。

⑥ 通信輻輳（ふくそう）の防止

県は、鏡野町、周辺市及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳（ふくそう）時の混信等の対策に十分留意しておく。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図る。この場合、周波数割当て等による対策を講じる必要が生じた場合には、総務省と事前の調整を実施する。

⑦ 非常用電源の確保

県は、鏡野町、周辺市及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術を基に耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図る。

⑧ 保守点検の実施

県は、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行う。

第８節　緊急事態応急体制の整備

県は、原子力災害時の応急対策活動を効果的に行うため、以下に掲げる緊急事態応急体制に係る事項について、あらかじめ必要な体制を整備する。

１　警戒態勢をとるために必要な体制等の整備

（１）警戒態勢をとるために必要な体制

県は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図る。また、原子力災害対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備する。

（２）オフサイトセンターにおける立上げ準備体制

県は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、直ちに国、鳥取県、鏡野町及び鳥取県三朝町と協力して、オフサイトセンターにおける立上げ準備を迅速に行えるよう、合同対策協議会の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備する。

（３）現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにおいて開催する際、これに県の職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定しておくとともに、オフサイトセンターへの派遣手段等を定めておく。

［資料７］　原子力災害合同対策協議会等の構成員

２　県本部体制等の整備

県は、内閣総理大臣が、原災法第15条に基づく原子力緊急事態宣言を発出した場合に、知事を本部長とする県本部を迅速・的確に設置・運営するため、県本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておく。また、必要に応じて、県現地本部についても同様の準備をあらかじめ行う。

また、県は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておく。この際の意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておく。

３　オフサイトセンターにおける合同対策協議会等の体制

県は、原子力緊急事態宣言発出後は、原災法第23条により、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、国、鳥取県、鏡野町、鳥取県三朝町とともに合同対策協議会を組織する。なお、同協議会は、オフサイトセンターに設置する。

合同対策協議会は、国の現地災害対策本部、県、鳥取県、鏡野町及び鳥取県三朝町の災害対策本部の代表者、指定公共機関の代表者並びに人形峠環境技術センターの代表者から権限を委任された者をもって構成され、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家が必要に応じ出席することとされている。

このため、県は合同対策協議会に派遣する職員及びその派遣方法等について、地域の実情等を勘案し、原子力防災専門官等と連携して定めておく。

また、オフサイトセンターにおいて、合同対策協議会の下にモニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等を担う機能班を設け、国、県、鳥取県、鏡野町、鳥取県三朝町、関係機関及び人形峠環境技術センター等のそれぞれの職員を配置することとされており、県はそれぞれの機能班に配置する職員及びその役割、権限等について、あらかじめ原子力防災専門官等と協議して定めておく。

４　防災関係機関相互の連携体制

県は、平常時から原子力防災専門官を始めとする国、鳥取県、鏡野町、鳥取県三朝町、自衛隊、県警察、津山圏域消防組合、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、人形峠環境技術センターその他関係機関と原子力防災体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。

５　警察災害派遣隊

県警察は、警察庁及び他の都道府県警察と協力し、警察災害派遣隊の受入体制などの整備を図る。

６　消防の相互応援体制及び緊急消防援助隊

県は、消防の応援について、県内外の近隣市町村及び県内全市町村による協定の締結を促進するなど､消防相互応援体制の整備に努めるとともに､実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の迅速な派遣要請のための手順、受入体制、連絡調整窓口、連絡の方法の整備に努める。

７　自衛隊との連携体制

県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の徹底、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

また、適切な役割分担を図るとともに、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊の災害派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、関係部隊と事前に調整を行う。

８　原子力災害医療派遣チームの派遣要請体制

県は、原子力災害時の医療体制の充実を図るため、原子力災害医療派遣チームの派遣要請の手続き等について、あらかじめ定めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておく。

９　広域的な応援協力体制の拡充・強化

県は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（住民、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定という。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、国の協力の下で体制の整備を図るとともに、原子力災害時における広域的な応援を受けるため、隣接県等との応援協定の締結及び県内の市町村間の応援協定締結の促進を図る。

また、県は、人形峠環境技術センターとの緊急時における協力の内容等について、あらかじめ調整を行っておく。

10　オフサイトセンター

（１）県は､原災法第12条の規定により､オフサイトセンターの指定又は変更について、内閣総理大臣から意見を求められた場合は、意見を内閣総理大臣に提出する。

（２）県は、オフサイトセンターを地域における原子力防災の拠点として、平常時から訓練や住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。

（３）県及び国は、相互に連携して、オフサイトセンターに非常用電話、ファクシミリ、テレビ会議システム、衛星電話、モニタリング情報等の表示端末その他非常用通信機器の整備を推進する。

（４）県及び国は相互に連携して、過酷事象においても継続的に活動することのできるオフサイトセンターの施設、設備、防護資機材、資料等について適切に整備、維持・管理を行う。

（５）県及び国は相互に連携して、オフサイトセンターで継続的に活動できなくなった場合、オフサイトセンターの代替施設への移転、立上げ体制を確保するとともに、必要な活動用資機材の搬送計画をあらかじめ定めておく。

11　モニタリング体制等

(緊急時モニタリングセンター)

緊急時モニタリングを実施するために、原子力規制委員会の統括の下、緊急時モニタリングセンター（ＥＭＣ）が設置される。緊急時モニタリングセンターは、国（原子力規制委員会及び関係省庁）、関係都道府県、人形峠環境技術センター及び関係指定公共機関等の要員により構成される。県は、国が行う緊急時モニタリングセンターの体制構築の準備に協力する。

(平常時のモニタリングの実施)

県は、緊急時に人形峠環境技術センターから放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、国の技術的支援の下、平常時から環境放射線モニタリング（空間放射線量率、水道水、葉菜等の環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施する。

(その他の体制の整備)

県は、国、鏡野町、鳥取県、人形峠環境技術センター及び関係指定公共機関等と協力して、緊急時モニタリング計画の作成、モニタリング資機材の整備・維持、モニタリング要員の確保及び訓練を通した連携の強化等を行い、緊急時モニタリング体制の整備を図る。

具体的には、以下のとおり。

（１）緊急時モニタリング計画の作成

県は、災害対策指針等に基づき、国、鏡野町、鳥取県、人形峠環境技術センター及び関係指定公共機関等の協力を得て、緊急時モニタリング計画を作成する。

なお、食品のモニタリングについては、緊急時モニタリング計画を作成する際、災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とする。

（２）モニタリング資機材等の整備・維持

県は、平常時の環境放射線モニタリング及び緊急時モニタリングを適切に実施するため、モニタリングポスト、積算線量計、可搬型のモニタリング用資機材、環境試料分析装置並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努める。

（３）要員の確保

国は、緊急時モニタリングのための要員等を定めた動員計画を定める。県は、これに協力し、必要な要員をあらかじめ定めておく。

（４）訓練等を通じた測定品質の向上

県は、平常時から、国、鏡野町、鳥取県、鳥取県三朝町、人形峠環境技術センター及び関係指定公共機関等と定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて意思疎通を深め、測定品質の向上に努める。

（５）気象情報等の収集

県は国、指定公共機関及び人形峠環境技術センター等と連携し、気象情報等の収集に係る機器の整備を図る。また、県は、防護措置の実施に関する区域や時期等の条件の設定において考慮すべき地域の気象（風向・風速・降雨量等）を平常時に整理しておく。

12　住民等の被ばく線量の把握体制の整備

県は、国の支援や原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の協力を得て、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い、当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう、必要な資機材（ＮａＩ（ＴＩ）サーベイメー

タ、甲状腺モニタ、ホールボディカウンタ等）の確保・整備、測定・評価要員の確保、避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等、住民等の被ばく線量評価体制を整備する。

13　専門家の派遣要請手続き

県は、人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え、必要に応じ国に対し事態の把握のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続きをあらかじめ定めておく。

14　放射性物質による環境汚染への対処のための整備

県は、国、鏡野町、人形峠環境技術センターその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な体制整備（人員、航空機等の除染実施場所及び放射性物質に汚染された廃棄物などの保管等に必要な場所の確保等）を行う。

15　複合災害に備えた人材及び防災資機材の確保等

県は、地震等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な要員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、人材及び防災資機材の確保等において、国、指定公共機関、鏡野町及び人形峠環境技術センターと相互の連携を図るとともに、外部からの支援を早期に要請する。

第９節　避難受入活動体制の整備

１　避難計画の作成

県は、鏡野町に対し、国、関係機関及び人形峠環境技術センターの協力の下、屋内退避及び避難誘導計画の策定について支援する。

２　指定避難所等の整備等

（１）指定避難所等の整備

県は、鏡野町に対し、コミュニティセンター等の公共的施設等を対象に、避難等を行うため、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び避難生活を送るために必要十分な指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るよう助言する。

また、一般の指定避難所では生活することが困難な障害のある人等の要配慮者のため、福祉避難所の指定に努めるとともに、受け入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、受け入れ対象者を特定して公示するよう助言する。

また、県は鏡野町等における指定緊急避難場所等の指定に当たっては、風向等の気象条件により指定緊急避難場所等が使用できなくなる可能性を考慮するとともに、要配慮者に十分配慮するよう助言する。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において施設の開放を行う担当者をあらかじめ定めておくこと等管理体制を整備しておくよう、平時において助言する。

なお、指定避難所として指定された建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための照明等の設備の整備や必要に応じ電力容量の拡大に努めるよう助言する。

県と鏡野町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した

場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、ホテル、旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時、平常時から、自宅療養者等が人形峠環境技術センター周辺地域に居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。

災害時には、県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等を宿泊療養施設や自宅療養者専用の避難所等へ移送し避難させる。また、鏡野町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

（２）避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の確保

県は、鏡野町に対し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等を整備するよう助言する。

（３）コンクリート屋内退避施設の整備

県は、鏡野町に対し、コンクリート屋内退避施設についてあらかじめ調査し、具体的なコンクリート屋内退避施設を整備するよう助言する。

３　要配慮者の避難誘導・移送体制等の整備

県は、鏡野町に対し、要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその家族等との連絡体制、安否の確認方法等を整備するよう助言する。

また、鏡野町は、医療・福祉機関との連携の下での要配慮者への速やかな支援のための協力体制の確立を図り、屋内退避施設等を整備するとともに、要配慮者向けの避難先を確保する。

なお、鏡野町は、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮する。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の支援体制を整備するとともに、要配慮者を助け合える地域づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努める。

（１）防災知識の普及

ア　県は、鏡野町と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行うとともに、適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ　鏡野町は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人を始め家族、障害者相談員、関係施設職員等に対し、防災知識の普及啓発等を行う。また、地域で生活する外国人に対しては、外国語のパンフレットの配布を行うなどの配慮を行う。

ウ　要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。特に、要配慮者がいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

エ　要配慮者及びその家族は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくことに努める。

（２）要配慮者及び避難行動要支援者の把握

ア　県は、鏡野町に対し、要配慮者及び避難行動要支援者の居住地、自宅の電話番号、家族構成、保健福祉サービスの提供状況等の情報を日頃から把握しておくよう助言

する。

イ　要配慮者、避難行動要支援者及びその家族は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努める。

ウ　鏡野町は、防災担当部局や保健福祉担当部局等の連携の下、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、避難行動要支援者本人の同意等をもとに、避難行動要支援者ごとに個別避難計画を作成するよう努める。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

エ　鏡野町は、県警察や民生委員・児童委員等、避難支援等に携わる関係者に対し、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等、必要な措置を講じる。

オ　鏡野町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から関係者への必要な情報提供等、必要な配慮を行う。

（３）生活の支援等

ア　県は、県社会福祉協議会等関係団体と連携し、鏡野町による要配慮者に関する生活対策の確立を支援する。

イ　県は、鏡野町に対し、災害時において、要配慮者に対する指定避難所における情報提供等支援が迅速かつ適切に行われるよう、次の事項を含むマニュアルを作成するよう助言する。

・要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握に関する事項
・要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項
・特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対する当該食料の確保等に関する事項
・指定避難所、居宅へ必要な資機材の設置・配付に関する事項
・指定避難所、居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項
・老人保健福祉施設、医療機関、児童福祉施設等への二次避難を要する者についての受入要請に関する事項
・外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

４　住民等の避難状況の確認体制の整備

県は、鏡野町が屋内退避又は避難のための立退き指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくよう鏡野町に対し助言する。

５　指定避難所等・避難方法等の周知

県は、鏡野町に対し、避難や避難退域時検査等の場所・避難方法（バス等で避難する場合の一時集合場所、自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導、家庭動物への所有明示及び同行避難等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底

に努めるよう助言する。
なお、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での退避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意する。

６　ボランティア等の受入体制

県及び鏡野町は、専門的な知識を有するボランティア等の受入体制を整備する。

第10節　緊急輸送活動体制の整備

１　専門家の移送体制の整備

県は、国及び関係機関と協議し、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立大学法人広島大学、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送協力（最寄りの空港・ヘリポートの場所や指定利用手続き、空港から現地までの先導体制等）について、あらかじめ定めておく。

２　緊急輸送路の確保体制等の整備

（１）県は、県の管理する情報板等の道路関連設備について、緊急時を念頭に置いた整備に努める。
また、県警察は、緊急時の交通規制及び輸送支援を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対策業務に関する協定等の締結に努める。
（２）県警察は、警察庁と協力し、緊急時において道路交通規制が実施された場合の運転者の義務等について周知を図る。
（３）県警察は、警察庁と協力し、広域的な交通管理体制の整備に努める。
（４）県及び県警察は、国及び鏡野町の道路管理者等と協力し、緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う緊急輸送路を確保するため、交通、気象等の把握のための装置や情報板などの整備を行い、緊急輸送の確保体制の充実を図る。
（５）県は、施設の管理者など関係機関と協議の上、臨時ヘリポートを指定するとともに、災害時の利用についてあらかじめ協議しておくほか、通信機器等の必要な機材については、必要に応じ、当該候補地に備蓄するよう努める。
（６）県は国と連携し、輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急通行車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図る。

第11節　救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備

１　救助・救急活動用資機材の整備

県は、国から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、鏡野町等と協力し、救助・救急活動に必要な資機材の整備に努めるとともに、鏡野町に対し、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるよう助言する。

２　救助・救急機能の強化

県は国及び人形峠環境技術センターと連携し、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

３　医療活動用資機材及び原子力災害医療活動体制等の整備

（１）県は、国から整備すべき医療資機材等に関する情報提供等を受け、放射線測定資機材、除染資機材、安定ヨウ素剤、応急救護用医薬品、医療資機材等を整備するとともに維持管理にも努める。
（２）県は、概ね３年ごとに、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関が国の示す施設要件に合致しているか否かを確認し、原子力災害医療体制の維持を図る。
（３）県は、国と協力し、原子力災害医療体制の構築、原子力災害医療派遣体制及び受入体制の整備・維持を行う。また、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関は、放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図る。
（４）県は、国と協力し、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院及び原子力災害医療協力機関の診療情報等の情報を迅速に把握するために、原子力災害医療に係る情報システムの整備に努める。
（５）県は、国と協力し、原子力災害医療機関と一般病院とを結ぶ広域的な原子力災害医療体制の構築に努めるとともに、医療関係者を幅広く積極的に関与させるよう努める。
（６）県は、原子力災害医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ、実効的な原子力災害医療が行われるよう人形峠環境技術センター及び関係諸機関との整合性のある計画を作成する。
（７）県は、国、高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院と連携し、原子力災害医療に関係する者に対する研修・訓練を実施し、人材の育成・確保に努める。
（８）安定ヨウ素剤については、適時･適切な配布･服用を行うための平常時の配備や緊急時の手順・体制の整備が必要であるが、当面は、県における備蓄と緊急時における配布手順などを明確にしておく。

４　消火活動体制の整備

県は、平常時から鏡野町及び人形峠環境技術センター等と連携を図り、原子力施設及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。

５　防災業務関係者の安全確保関係

（１）県は、被ばくの可能性がある環境下で防災業務を行う県職員がいる場合、緊急事態応急対策を行う防災業務関係者について国が定めた放射線防護に係る基準を適用する、または同基準を参考として、当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定める。
（２）県は、国及び鏡野町等と協力し、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理する。
（３）県は､被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、国、鏡野町等及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行う。

第12節　住民等への的確な情報伝達体制の整備

１　県は、国及び鏡野町等と連携し、情報収集事態、警戒事態又は施設敷地緊急事態発生後の経過に応じて周辺住民等に提供すべき情報について、災害対応のフェーズや場所等に応じた分かりやすく正確で具体的な内容を整理しておく。また、周辺住民等に

対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割等の明確化に努める。

２　県は、国及び鏡野町等と連携し、地震等との複合災害における情報伝達体制を確保するとともに、常に的確な情報を伝達できるよう、県防災行政無線、広報車両等の施設、装備の整備を図る。

３　県は、国及び鏡野町等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめその方法、体制等について定めておく。

４　県は、原子力災害の特殊性にかんがみ、国及び鏡野町等と連携し、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら､平常時からこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努める。

５　県は、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力の下、コミュニティ放送、ソーシャルメディア等インターネット上の情報、広報用電光掲示板、有線放送、ＣＡＴＶ、携帯端末の緊急速報メール機能、ワンセグ放送等の活用や、災害情報共有システム（Ｌアラート）等の多様なメディアの活用体制の整備に努める。

第13節　原子力防災等に関する住民等に対する知識の普及と啓発及び国際的な情報発信

１　住民等への広報活動

（１）県は、国、鏡野町及び人形峠環境技術センターと協力して、住民等に対し原子力防災に関する知識の普及と啓発を図るため、次に掲げる事項について広報活動を実施するとともに、鏡野町が行う住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発に関し必要な助言を行う。

①　放射性物質及び放射線の特性に関すること。

②　人形峠環境技術センターの概要に関すること。

③　原子力災害とその特性に関すること。

④　放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の方法及び放射線防護に関すること。

⑤　緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。

⑥　コンクリート屋内退避所、指定避難所等に関すること。

⑦　要配慮者への支援に関すること。

⑧　緊急時にとるべき行動に関すること。

⑨　指定避難所での運営管理、行動等に関すること。

（２）県は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、原子力防災教育を実施し、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

（３）県が原子力防災知識の普及と啓発を行うに際しては、要配慮者へ十分に配慮することにより、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに､被災時の男女のニーズの違い等､男女双方の視点へ十分に配慮するよう努める。

（４）県は、避難状況の確実な把握のため、住民等が鏡野町の指定避難所以外に避難した場合等に、町本部に居場所と連絡先を連絡することを鏡野町が周知することについて、協力する。

２　防災週間等における啓発事業の実施

県、鏡野町、防災関係機関等においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、原子力防災等に関する啓発活動を実施し、意識の高揚を図る。

（主な予防運動実施時期）

・防災とボランティア週間（１月15日～21日）

・防災週間（８月30日～９月５日）
・防災の日（９月１日）
・救急の日（９月９日）
・救急医療週間（９月９日を含む１週間）
・原子力の日（10月26日）

第14節　防災業務関係者の人材育成

県は、国と連携し、応急対策全般への対応力を高めることにより、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等が防災業務関係者に向けて実施する原子力防災に関する研修の積極的な活用を推進する等、人材育成に努める。

また、国及び防災関係機関と連携して、以下に掲げる事項等について防災業務関係者に対する研修を必要に応じ実施する。また、研修成果を訓練等において具体的に確認し、緊急時モニタリングや原子力災害医療の必要性など、原子力災害対策の特殊性を踏まえ、研修内容の充実を図る。

① 原子力防災体制及び組織に関すること。
② 人形峠環境技術センターの概要に関すること。
③ 原子力災害とその特性に関すること。
④ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
⑤ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器並びに環境放射線モニタリングにおける気象情報などの活用に関すること。
⑥ 原子力防災対策上の諸設備に関すること。
⑦ 緊急時に県や国等が講じる対策の内容に関すること。
⑧ 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること。
⑨ 原子力災害医療（応急手当を含む）に関すること。
⑩ その他、緊急時対応に関すること。

第15節　防災訓練等の実施

１　訓練計画の策定

（１）県は、国、人形峠環境技術センター等関係機関の支援の下、鏡野町、自衛隊等と連携し、次のとおり訓練計画を策定する。

① 県本部等の設置運営訓練
② オフサイトセンターへの参集、現地事故対策連絡会議等立上げ、運営訓練
③ 緊急時通信連絡訓練
④ 緊急時モニタリング訓練
⑤ 原子力災害医療訓練
⑥ 周辺住民等に対する情報伝達訓練
⑦ 周辺住民等避難訓練
⑧ 人命救助活動訓練等の防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練計画

（２）県は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、原子力災害医療、緊急時モニタリング、住民等避難及び住民等に対する情報提供等に関して県が行うべき防災対策や、複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細な訓練シナリオを作成するなど、訓練の実施計画の企画立案に共同して参画する。その際、女性の参画の促進に努める。

２　訓練の実施

（１）要素別訓練等の実施

県は、訓練計画に基づき、国、人形峠環境技術センター等関係機関と連携し、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練を定期的に実施する。

（２）総合的な防災訓練の実施

県は、人形峠環境技術センターが原災法第13条に基づく総合的な防災訓練の対象となった場合には、必要に応じて住民の協力を得て、国、鏡野町、自衛隊、人形峠環境技術センター等と共同して総合的な防災訓練を実施する。

３　実践的な訓練の実施と事後評価

県は、訓練を実施するに当たり、国の助言を受けて作成した想定を踏まえつつ訓練を実施するなど、現場における判断力の向上や迅速、的確な活動に資する実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。

また、訓練の目的、チェックすべき項目を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後は、国、人形峠環境技術センターと協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等、原子力防災体制の改善に取り組む。

さらに、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行う。

第16節　原子力施設周辺空域の飛行規制

原子力施設周辺空域の航空安全確保に関する規制措置については、次のとおりとする。

（１）県は、原子力施設周辺空域における訓練及び試験飛行等を行う者に対し、原子力施設の災害の発生を防止するため、同空域の飛行規制措置を遵守するよう要請する。

（２）原子力事業者及び鏡野町長は、飛行規制措置を遵守しない飛行の事実を知ったときは、県に通報するとともに大阪航空局（岡山空港出張所）に対し、必要な措置を講じるよう求める。

第17節　災害復旧への備え

県は、災害復旧に資するため、国と協力して放射性物質の除染に関する資料の収集・整備等を図る。

第３章　災害応急対策

第１節　基本方針

本章は、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態の緊急事態応急対策を中心に定めるものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

第２節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保

１　施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

（１）情報収集事態が発生した場合

①　原子力規制委員会は、情報収集事態を認知した場合には、情報収集事態の発生及びその後の状況について､関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行う。また、関係地方公共団体に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

②　県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、情報収集事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、情報収集事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

（２）人形峠環境技術センターから警戒事態発生の通報があった場合

①　人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、鏡野町、鳥取県三朝町において震度６弱以上の地震が発生した場合又は警戒事態に該当する可能性がある事故・故障が発生した場合、直ちに、原子力規制委員会へ連絡するとともに、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（島根担当）等に同時に文書をファクシミリで送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。

②　原子力規制委員会は、警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は人形峠環境技術センター等により報告された事象が警戒事態に該当すると判断した場合には、警戒事態の発生及びその後の状況について、関係省庁、県、鏡野町に対し情報提供を行う。また、県、鏡野町に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡する。

③　県は、原子力規制委員会から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとる。また、警戒事態の発生を認知したことについて、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。

（３）人形峠環境技術センターから施設敷地緊急事態発生の通報があった場合

①　人形峠環境技術センターの原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後、又は発生の通報を受けた場合、直ちに官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、自衛隊、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（島根担当）等に同時に文書をファクシミリで送信する。

さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認する。

②　原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸（内閣官房）、内閣府、県、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）に連絡する。また、鏡野町に対し、住民の屋内退避準備を行うよう要請する。

③　県は、人形峠環境技術センター及び国（原子力防災専門官を含む。）から通報・連絡を受けた事項について、周辺市及び関係する指定地方公共機関に連絡する。
④　原子力運転検査官等現地に配置された国の職員は、原子力災害発生場所の状況を把握し、国に随時連絡する。

［資料８］　施設敷地緊急事態の通報基準
［資料９］　原子力緊急事態宣言発出の基準

（４）県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値が検出された場合
①　県は、通報がない状態において、県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値が検出された場合は、直ちに原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）に連絡するとともに、人形峠環境技術センターに確認を行う。
②　連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ、人形峠環境技術センターに施設の状況確認を行うよう指示するものとされており、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

［資料10］　連絡系統図

（５）情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態の通報基準に該当しない異常事象等への対応
　人形峠環境技術センターは、施設内で情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態には該当しないが、県、鏡野町との協定に基づく通報対象となる事象が発生したときは、県及び鏡野町へ直ちに通報するとともに、適切な措置を講じ、その状況を県及び鏡野町へ報告する。
　なお､通報を受けた県及び鏡野町は当該事象の推移に留意し､情報の収集に努め、事象の拡大防止に協力するとともに、注意体制をとる。

［資料11］　「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定書」に定める通報事象が発生した場合の連絡系統図

２　応急対策活動情報の連絡

（１）施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
①　人形峠環境技術センターは、県を始め官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、鏡野町、鳥取県、関係県警察本部（岡山、鳥取）、津山圏域消防組合、原子力防災専門官、上席放射線防災専門官（島根担当）等に施設の状況、人形峠環境技術センターの応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況、被害の状況等を定期的に文書により連絡する。連絡を受けた原子力規制委員会は、現地事故対策連絡会議に連絡する。
②　県は、国（原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）を含む。）から情報を得るとともに、人形峠環境技術センター等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にする。
③　県は、周辺市及び指定地方公共機関との間において、人形峠環境技術センター及

び国から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にする。

④　県及び鏡野町は、各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にする。

⑤　県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

（２）全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡）

①　県は、原子力規制委員会から全面緊急事態の発生の連絡を受けた場合、国の原子力災害現地対策本部、指定公共機関、鏡野町、鳥取県、鳥取県三朝町、指定地方公共機関及び人形峠環境技術センターその他関係機関とともに、オフサイトセンターにおいて人形峠環境技術センターの状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況の把握等を担う機能班にそれぞれ職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報を共有するとともに、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

②　県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況等に関する情報を随時連絡する。

③　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（島根担当）等現地に配置された国の職員は、オフサイトセンターにおいて、必要な情報の収集・整理を行うとともに県及び鏡野町を始め人形峠環境技術センター、関係機関等の間の連絡・調整等を引き続き行う。

④　県は、原子力災害対策本部設置後、編成される国の被災者生活支援チームとの連携を密にする。

３　一般回線が使用できない場合の対処

県は、原子力規制委員会から、衛星電話、電子メール、Ｎ－ＡＬＥＲＴ等を通じて、原子力災害対策本部の指示等を受けた場合、伝達された内容を周辺市町村に連絡する。地震等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、別途整備されている衛星通信回線並びに防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行う。

４　放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動

（１）緊急時モニタリング等の実施

①　情報収集事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行い、平常時モニタリングを継続する。

②　警戒事態の環境放射線モニタリング

県は、固定観測局等の稼働状況を確認し、異常がある場合には、代替機の設置や修理等を行うとともに、平常時モニタリングの強化を行い、緊急時モニタリングの準備を開始する。また、原子力規制委員会との連絡手段の確認等を行い、環境放射線モニタリングの観測結果を報告するとともに、国による緊急時モニタリングセンターの立上げ準備に協力する。

③　緊急時モニタリングセンターの立上げ及び緊急時モニタリング実施計画の策定

施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した場合には、国は、緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。県は、国による緊急時モニタリングセンターの立上げに協力する。国は、災害対策指針等に基づき、緊急時モニタリング計画を参照して、周辺住民の住居の分布及び地形を考慮に入れ、また、原子力事故の状況等を参考に

しつつ、緊急時モニタリング実施計画を策定する。

④　緊急時モニタリングの実施

県は、緊急時モニタリング実施計画が策定されるまでの間は、県が定めた緊急時モニタリング計画に基づき、緊急時モニタリング実施計画が策定された後は緊急時モニタリング実施計画に基づいて、緊急時モニタリングセンターの指揮の下、緊急時モニタリングを実施する。

⑤　緊急時モニタリング実施計画の改訂への参画

国は、原子力施設の状況、放射線状況及び防護措置の実施状況等に応じて、緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂する。県は、緊急時モニタリングセンターを通じてこの改訂に協力する。

⑥　モニタリング結果の共有

緊急時モニタリングセンターはモニタリング結果の妥当性を確認し、緊急時モニタリングセンター内及び原子力規制委員会（原子力緊急事態においては、原子力災害対策本部）と速やかに結果を共有する。また、原子力災害対策本部はモニタリング結果の評価等を緊急時モニタリングセンター及びオフサイトセンター放射線班と共有する。

県は、緊急時モニタリング計画等に沿って、オフサイトセンター内で共有された評価結果を、鏡野町及び周辺市等と共有する。

（２）緊急時の住民等の被ばく線量の把握

国、指定公共機関及び県は連携し、原子力緊急事態宣言発出後、健康調査・健康相談を適切に行う観点から、住民等に対して、緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング、放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定、緊急時モニタリングの結果等から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行う。

第３節　活動体制の確立

１　県の活動体制

（１）原子力災害対策のための警戒体制

①　警戒体制

県は、情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡体制の確立等必要な体制をとるとともに、国、鏡野町及び人形峠環境技術センター等関係機関と緊密な連携を図りつつ、原子力災害対策のため、あらかじめ定められた警戒体制をとる。

ア　警戒体制

県は､情報収集事態若しくは警戒事態の発生を認知した場合､警戒体制をとる。

［資料12］　警戒体制の組織、配備体制及び参集方法等

イ　特別警戒体制

県は、施設敷地緊急事態の通報を受けた場合又は警戒事態から施設敷地緊急事態へ拡大した場合、特別警戒体制をとり、必要に応じ、危機管理監を統括者とする危機管理チーム会議を開催する。

［資料13］　特別警戒体制時の組織、配備体制及び参集方法等

②　情報の収集

県は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、原子力防災専門官、人形峠環境技術センター等から情報等を得るなど国との連携を図りつつ、事故の状況の把握に努める。

③　オフサイトセンターの設営準備への協力

県は、警戒事態の発生を認知した場合又は施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合、鏡野町と協力し、直ちにオフサイトセンターの立上げ準備への協力を行う。

④　現地事故対策連絡会議への職員の派遣

国が現地事故対策連絡会議をオフサイトセンターにて開催し、これに県の職員の派遣要請があった場合には、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣する。

⑤　国等との情報の共有等

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、県が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国等との連絡・調整、情報の共有を行う。

⑥　警戒体制の解除

警戒体制の解除は、以下の基準による。

ア　県が、関係機関等の意見を踏まえ、事故が終結し、緊急事態応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ　特別警戒体制をとるとき又は県本部が設置されたとき。

⑦　特別警戒体制の解除

特別警戒体制の解除は、以下の基準による。

ア　県が、関係機関等の意見を踏まえ、事故が終結し、緊急事態応急対策が完了し、又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

イ　県本部が設置されたとき。

（２）県本部の設置等

①　県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合又は知事が必要と認めた場合は、防災・危機管理センターに知事を本部長とする県本部を設置する。

さらに、原則として、副知事を本部長とする県現地本部を上齋原オフサイトセンターに設置する。

なお、県が必要と認め、県本部を設置する場合は、国に連絡する。

②　県本部の廃止は、おおむね次の基準による。

原子力緊急事態解除宣言がなされた後、国の原子力災害対策本部長が、施設の事故が終結し、原子力災害中長期対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

（３）県本部等の組織、配備体制及び参集方法等

県本部等の組織、構成、配備体制、参集方法、所掌事務等は、岡山県災害対策本部条例、岡山県災害対策本部規程及び岡山県災害対策実施要綱等に基づき定めるものとする。

［資料14］　県本部の組織、配備体制等

（４）他の災害対策本部等との連携

複合災害が発生した場合、県本部においては、複数の災害応急対策のための要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の派遣、合同会議の開催等に努める。県現地本部についても、必要に応じ、同様の配慮を行う。

２　合同対策協議会への出席等

原子力緊急事態宣言が発出され、オフサイトセンターにおいて合同対策協議会が組織されることとなった場合は、県は、原則としてあらかじめ定められた責任ある判断が行える者をこれに出席させ、全面緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行う。

合同対策協議会の構成員は別表のとおりである。

［資料15］　岡山県現地災害対策本部の構成

また、県は、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、人形峠環境技術センターの状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させる。

［原子力災害合同対策協議会の構成］
（オフサイトセンター内に設置・協議）

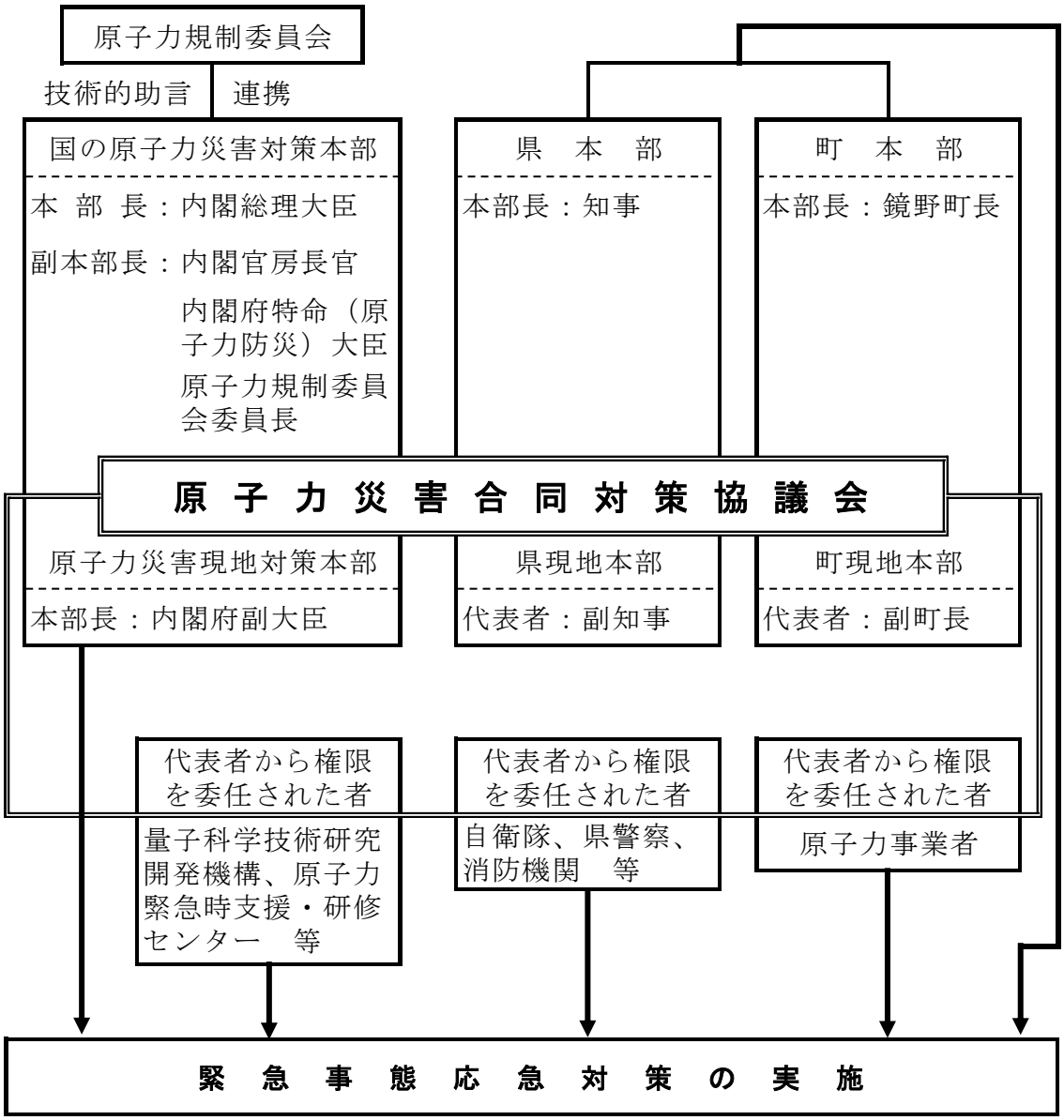

［原子力災害合同対策協議会の組織］

原子力災害合同対策協議会

全体会議：関係者の情報共有、相互協力のための調整
（議事をオフサイトセンター内の関係者に公開）

- オフサイトセンター内での各機関の情報共有
- 各機関が実施する緊急事態応急対策の確認
- 緊急事態応急対策に係る関係機関の業務の調整
- 緊急事態対応方針の決定事項の各機関への連絡
- 各班の緊急事態対応方針の実施状況の確認
- プレス発表内容の確認
- 緊急事態応急対策実施区域の拡張、縮小、緊急事態解除宣言等について国の対策本部への提言　等

機能グループ

総　括　班

- オフサイトセンターの運営管理
- 協議会の運営
- 各班との連絡調整
- 国、県及び町の各本部等との連絡調整

広　報　班

- 報道機関への対応
- 国、県及び町本部等の情報共有
- 住民からの問合せ等への対応

運営支援班

- オフサイトセンターの環境整備
- 各種通信回線の確保
- 参集者の食料等の確保

医　療　班

- 被災者の医療活動の調整
- 避難退域時検査、簡易除染、原子力災害医療に関する情報収集
- 原子力災害医療に係る基準の策定、実施に係る調査

放射線班

- モニタリングデータ等の収集・分析、国本部等との情報共有
- 除染等に関する企画立案

プラントチーム

- 事故施設の状況に関する情報提供
- 事故情報の把握及び進展予測

実動対処班

- 実動省庁又は官邸実動対処班等の連絡調整

住民安全班

- 屋内退避、避難の調整
- 救助・救急活動の調整
- 交通規制の調整
- 物資輸送等の調整

３　専門家の派遣要請

県は、施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合は、必要に応じ、あらかじめ定めた手続きに従い、国及び関係機関に対して、専門家の派遣を要請する。

４　応援要請及び職員の派遣要請等

（１）応援要請

県は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他都道府県等に対し速やかに応援要請を行う。

県は、緊急消防援助隊の出動要請の必要があると認める場合又は鏡野町から要請があった場合は、消防庁に対し、速やかにその出動を要請する。

県警察は、必要に応じ、警察庁を通じ全国都道府県警察に対して警察災害派遣隊の出動を要請する。

（２）職員の派遣要請等

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求める。

知事は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求める。

（３）緊急時モニタリング要員の要請等

緊急時モニタリングセンター長は、必要な場合には、原子力規制委員会（原子力緊急事態においては、原子力災害対策本部）に対しモニタリング要員の動員を要請する。

５　自衛隊の派遣要請等

知事は、原子力災害対策本部設置前において、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合又は鏡野町長から要請の要求があった場合は、直ちに陸上自衛隊中部方面総監に対し派遣を要請する。

また、原子力災害対策本部長又は知事は、自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときには、速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請する。

なお、災害派遣部隊等は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して次に掲げる活動を行う。

①　緊急時モニタリング支援

航空機等により、現地に動員されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、空等からモニタリングを支援する。

②　被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動（目視等による人的・物的被害の確認等）を行い、被害の状況を把握する。

③　避難の援助

避難の指示等が行われ、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

④　行方不明者等の捜索救助

主に原子力事業所外において行方不明者、負傷者、被ばく者等が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索活動等を行う。

⑤　消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具をもって、消防機関に協力して、主に原子力事業所外で消火に当たるが、消火薬剤等は、通常、関係機関が提供するものを使用する。

⑥　応急医療、救護

被災者又は被ばく者に対し、応急医療、救護を行うが、薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用する。

⑦　人員及び物資の緊急輸送

原子力災害対策本部設置前にあっては原子力規制庁から、設置後にあっては原子力災害対策本部長から、次の各号に掲げる事項について、自衛隊の輸送支援が必要として防衛省に依頼又は要請があった場合には、別に定める申合せにより、速やかに輸送支援を行う。

ア　緊急技術援助組織の構成員たる専門家の招集及び現地への派遣

イ　国の原子炉、放射線防護等に関する専門家の現地への派遣

ウ　緊急モニタリング要員及び機器の動員

エ　国の原子力災害現地対策本部等の要員の現地への派遣

オ　現地における緊急医療活動を充実強化するため、量子科学技術研究開発機構等の専門家・要員の現地への派遣

また、救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

⑧　緊急時の避難退域時検査及び除染

避難者及び避難輸送に使用する車両等の避難退域時検査及び簡易除染並びに被ばくした施設等の除染であって、自衛隊が実施可能なものについて危険物の保安措置及び除去を実施する。

⑨　給食及び給水

要請により被災者等に対し給食・給水支援を行う。

⑩　入浴支援

要請により被災者等に対し入浴支援を行う。

⑪　その他

原子力事業者の対応状況を踏まえた上で必要がある場合には関係機関と連携し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、原子力災害収束に向けた対応の支援を行う。

６　防災業務関係者の安全確保

県は、原子力緊急事態応急対策にかかわる防災業務関係者の安全確保を図る。

（１）防災業務関係者の安全確保方針

県は、防災業務関係者が被ばくするおそれがある環境下で活動する場合は、県本部（又は県現地本部）と現場指揮者との間で連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動がとれるよう配意する。

また、二次災害発生の防止に万全を期するため、被ばくするおそれがある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配意する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、防災業務関係者の健

康管理やマスク着用等を徹底する。

（２）防護対策

①　県現地本部長、緊急医療本部長は、緊急時モニタリングセンター長と連携し、必要に応じ、その管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を講じるよう指示する。

　また、県現地本部長は、鏡野町その他防災関係機関に対しても、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示する。

②　防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合は、県現地本部長は、関係機関に対し、防護資機材の調達の要請を行う。

　さらに、防護資機材が不足する場合は、関係機関に対し、合同対策協議会の場において、防護資機材の確保に関する支援を依頼する。

（３）防災業務関係者の安全確保

①　被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行う。

［資料16］　防災業務関係者の放射線防護に係る指標

②　県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する県職員の被ばく線量を管理し、健康管理に特段の配慮を行う。また、被ばくの可能性がある環境下での活動を県が要請した場合、防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援する。

③　県の放射線防護を担う班は、県現地本部に被ばく線量の管理を行う場所を設定し、必要に応じ、除染等の医療措置を行う。

④　県現地本部の放射線防護を担う班及び緊急時モニタリングセンターは、緊急医療本部、原子力災害医療協力機関等と緊密な連携の下、被ばく線量の管理を行う。

　また、必要に応じ、専門医療機関等の協力を得る。

　さらに、放射線防護の要員が不足する場合や高度な判断が必要な場合には、国（原子力緊急事態宣言発出後は、原子力災害現地対策本部等）に対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣要請を行う。

（４）安全対策

①　県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保する。

②　県は、被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため、原子力災害合同対策協議会等の場を活用して、国、鏡野町及び人形峠環境技術センターと相互に密接な情報交換を行う。

第４節　避難、屋内退避等の防護措置

１　避難、屋内退避等の防護措置の実施

（１）県は、内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言が発出された場合は、その指示に従い、鏡野町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。

　また、県は、住民の安全確保のために必要と認めるときは、独自の判断に基づき鏡野町に対し、住民等に対する屋内退避又は避難のための立退きの指示等の助言等

必要な緊急事態応急対策を実施する。

（２）県は、住民等の避難誘導に当たっては、鏡野町に協力し、指定避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象情報等その他の避難に資する情報の提供に努める。

（３）鏡野町は、避難のための立退きの指示等を行った場合は、県の協力を得て、戸別訪問、指定避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認し、原子力災害対策本部等に対しても情報提供する。

（４）鏡野町は、災害の予測規模等にかんがみ、鏡野町外への住民等の避難が必要と判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。県は、鏡野町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、県は、鏡野町から求めがあった場合には､受入先の候補となる市町村及び当該市町村における避難者の受入能力(施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

（５）県は、鏡野町と連携し、避難者が家庭動物と同行避難した際の措置について留意する。

［資料17］　屋内退避及び避難等に関する指標

２　要配慮者への配慮

県は、鏡野町に協力し、避難誘導及び指定避難所での生活に関して要配慮者に十分配慮する。特に、傷病者、高齢者、障害のある人、乳幼児、児童、妊産婦、外国人の指定避難所での健康状態の把握等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供、生活環境については、プライバシーにも十分配慮する。

３　避難の指示等の実効をあげるための措置

県は、原子力災害現地対策本部、関係機関等と連携し、鏡野町長等が避難を指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、指示等の実効をあげるために必要な措置を講じるよう関係機関に要請する。

４　飲食物、生活必需品等の供給

県は､鏡野町からコンクリート屋内退避所､指定避難所等において必要となる飲食物、生活必需品等の調達等への協力要請を受けた場合、又は状況等から判断して必要と認める場合は、備蓄品の供給、給（貸）与、事業者等への物資の調達要請等を行う。

５　住民等に対する避難退域時検査の実施

原子力災害対策本部は、災害対策指針を踏まえ、避難退域時検査及び簡易除染措置を実施するよう地方公共団体に指示するものとされている｡県は､災害対策指針に基づき、人形峠環境技術センターと連携し、国の協力を得ながら、自衛隊の支援の下、住民等が避難区域等から避難する際に、避難退域時検査を行い、必要に応じて簡易除染を行う。

６　避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

県は、国（原子力規制委員会等）の協力を得ながら、原子力災害医療機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一次移転し避難所等に到着した後に、住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。

７　住民等への生活支援活動

県は、国から派遣される原子力被災自治体支援チーム、鏡野町、人形峠環境技術センター等と連絡・調整を行い、住民等の避難・受入先の確保や健康調査及び健康相談等、住民の状況把握及び生活支援に総合的かつ迅速に取り組む。

第５節　治安の確保及び火災の予防

県は、緊急事態応急対策実施区域及びその周辺における治安の確保、火災の予防等について治安当局等関係機関と協議し、万全を期す。

特に、鏡野町が、避難のための立退きの指示等を行った区域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、速やかな治安の確保、火災予防等に努める。

県警察は、鏡野町を始め関係機関と連携を密にし、次の措置を講じる。

ア　避難地、警戒区域及び重要施設等の警戒
イ　民間防犯活動に対する指導
ウ　不法事犯等の予防及び取締り
エ　その他治安維持に必要な措置

第６節　飲食物の摂取制限及び出荷制限等

１　飲食物の摂取制限及び出荷制限

県及び鏡野町は、国の指示及び要請に基づき、飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限、出荷制限を実施する。

２　農林畜水産物の採取及び出荷の制限

県は、災害対策指針を踏まえた国の指示・要請に基づき実施する農林畜水産物のモニタリング調査の結果により、農林畜水産物の採取及び出荷の制限措置を決定したときは、鏡野町にその旨を指示するとともに、生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農林畜水産物の採取、出荷の制限等必要な措置を講じる。

３　飲料水及び食料の供給

県は、飲料水、食料の摂取制限等の措置を鏡野町へ指示したときは、鏡野町と協力して関係住民への応急措置を講じ、その際には、男女のニーズの差異に十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

（１）飲料水の供給

取水する水源については、最寄りの非被災水道事業者と協議して確保し、これによることが困難な場合は、汚染されていない井戸水、河川水をろ水器によりろ過したのち、塩素剤により消毒して給水する。

また、応援協力体制は次のとおりとする。

①　鏡野町は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、日本水道協会岡山県支部又は県へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材に

ついて、応援を要請する。

② 県は、鏡野町からの応援要請の実施が困難な場合は、自衛隊等へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

③ 県は、鏡野町が実施する飲料水の供給について、特に必要があると認めるときは、日本水道協会岡山県支部を通じ、他県支部等に応援するよう要請する。

④ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

（２）食料の供給

① 米穀等の応急供給

鏡野町は、事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

鏡野町は、県に要請を行っても、米穀を確保できないときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受ける。

② 炊き出しその他による食料の給与

ア 鏡野町は応急的に乾パン、飯缶をもって食料の給与を行い、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。

イ 炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ 鏡野町は、炊き出し用米穀を必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け確保する。

③ 応援協力関係

ア 鏡野町は、自ら炊き出しその他による食料の給与を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

イ 県は、自ら炊き出しその他による食料の給与を実施し、又は鏡野町からの応援要請事項を実施することが困難な場合は、米穀等については中国四国農政局に、燃料については、中国経済産業局に調達を要請する。

また、自衛隊に対しては、炊き出しの実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

ウ 県は、鏡野町の実施する炊き出しその他による食料の給与について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう要請する。

エ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第７節 緊急輸送活動

１ 緊急輸送活動

（１）緊急輸送の順位及びその範囲

県は、緊急事態応急対策実施区域を含む市町村及び防災関係機関が行う緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として調整する。

順　位	順 位 別 輸 送 範 囲
第１位	人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を決定する少人数のメンバー
第２位	避難者の輸送、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
第３位	緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
第４位	住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
第５位	その他緊急事態応急対策のために必要な輸送

（２）緊急輸送体制の確立

①　輸送力の確保

自動車運送事業者等の輸送機関は、災害輸送を行うに当たって、一般貨客の輸送に優先してこれを行い、必要に応じ、迂回運転、代替輸送等臨機の措置を講じる。

②　緊急通行車両の確認

災害応急対策を実施する機関は、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署交通課）に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

③　輸送拠点の確保

ア　災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性を考慮しながら、輸送拠点及び確保すべき輸送施設について把握し、これらを調整することにより、緊急輸送ネットワークの形成を図る。

イ　施設の管理者と連携をとりながら、あらかじめ臨時ヘリポートの候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するとともに、これらの場所を災害時において有効に利用しうるよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講じる。

④　応援協力関係

ア　緊急輸送を行う関係機関は、必要に応じ又は要請に基づき、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

イ　鏡野町及び関係機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車等の確保について応援を要請するとともに輸送関係省庁等に支援を要請する。

ウ　応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

２　緊急輸送のための交通確保

（１）緊急輸送のための交通確保の基本方針

県警察は、緊急輸送のための交通確保については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して交通規制等を行う。

また、国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移

動のための先導等に関しては、あらかじめ定めた手続き等に従い適切に配慮するよう努める。

（２）交通の確保

県警察は、現場の警察職員、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

県警察は、緊急輸送を確保するため、必要に応じて、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を行うため、必要に応じて警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導等の実施等を要請する。

県警察及び道路管理者は、交通規制に当たって、合同対策協議会において相互に密接な連絡をとる。

①　交通規制

ア　県公安委員会、県警察による交通規制

災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合は、その状況に応じて災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救出、救護等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

イ　道路管理者による通行の禁止・制限

・道路の通行が危険であると認められる場合は、道路の通行を禁止し、又は制限し、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。
・災害が発生するおそれがある場合又は災害時において、必要に応じ、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。
・道路法による道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。
・復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。
・放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者等がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

ウ　知事による指示

知事は、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

エ　相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域、期間及び理由等を相互に通知する。

オ　交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域、期間等を記載した道路標識等を設置する。

なお、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

カ　広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、情報板を始め、道路交通情報セン

ター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないように努める。

② 応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等で十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

第８節　救助・救急、消火及び医療活動

１　救助・救急及び消火活動

（１）県は、津山圏域消防組合等の行う救助・救急活動が円滑に行われるよう総合的に支援するとともに、必要に応じ、他都道府県又は人形峠環境技術センターその他の民間との協定により、救助・救急活動のための資機材を確保するなどの措置を講じる。

（２）県は、津山圏域消防組合等から救助・救急活動について応援要請があったとき、又は災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県内他市町村等に対し応援を要請する。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

（３）県は、津山圏域消防組合等から他都道府県の応援要請を求められた場合又は周囲の状況から県内の消防力では対処できないと判断した場合は、速やかに緊急消防援助隊の出動等を消防庁に要請し、その結果を直ちに応援要請を行った津山圏域消防組合等に連絡する。なお、要請時には以下の事項に留意する。

① 救助・救急及び火災の状況、応援要請の理由並びに応援の必要期間

② 応援要請を行う消防機関の種別と人員

③ 鏡野町への進入経路及び集結（待機）場所

２　医療活動

（１）県は、被災地の医療機関と協力し、原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ、原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行う。その際、ＤＭＡＴ等が行う災害医療活動と緊密に連携する。

（２）県は、国及び原子力災害医療・総合支援センター等と協力し、原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行う。

（３）県は、必要に応じて、国の原子力災害現地対策本部又は原子力災害医療・総合支援センターに対し、原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請する。

（４）県は、原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で、国の原子力災害現地対策本部と、県内又は近隣都道府県からの原子力災害医療派遣チーム等の派遣に係る調整を行う。また、活動場所（原子力災害拠点病院、救護所、広域搬送拠点等）の確保を図る。

（５）県は、県本部を設置したときは、緊急時の医療活動を統一的かつ効果的に実施するため、県本部に原子力災害医療全般を統括する原子力災害医療調整官を長とする緊急医療本部を設置し、医療活動を行う。

また、県は、必要と認める場合は、原子力災害拠点病院や原子力災害医療協力機関等に対する、医師、看護師、薬剤師、放射線技師等の人員の派遣及び薬剤、医療機器等の提供を国に要請する。

（６）現地医療班等は、必要に応じて高度被ばく医療支援センター、原子力災害医療・総合支援センター、原子力災害拠点病院を中心に、各医療機関から派遣された医療

関係者等からなる原子力災害医療派遣チーム等の指導を受けるなどにより、国、指定公共機関、人形峠環境技術センター等と連携して、災害対応のフェーズや対象区域等に応じた住民等の汚染検査、除染等を実施するとともに、必要に応じ、治療を行う。また、コンクリート屋内退避所、指定避難所における住民等の健康管理を行う。

また、現地医療班等は、国の原子力災害現地対策本部医療班の医療総括責任者の指示に基づき、汚染や被ばくの可能性のある傷病者の医療機関や救急組織への搬送・受入れを支援する。

（７）県は、国から安定ヨウ素剤の服用指示があった場合は、住民等の放射線防護のため、安定ヨウ素剤の服用を指示する。なお、緊急の場合は、災害対策指針を踏まえ、医師の指導に基づき速やかな配布・服用を指示するとともに、アレルギー等への対処体制を確保する。

（８）県は、自ら必要と認める場合又は鏡野町等から被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について要請があった場合は、消防庁に対し輸送手段の優先的確保などの特段の配慮を要請する。

［緊急時医療活動の流れ］

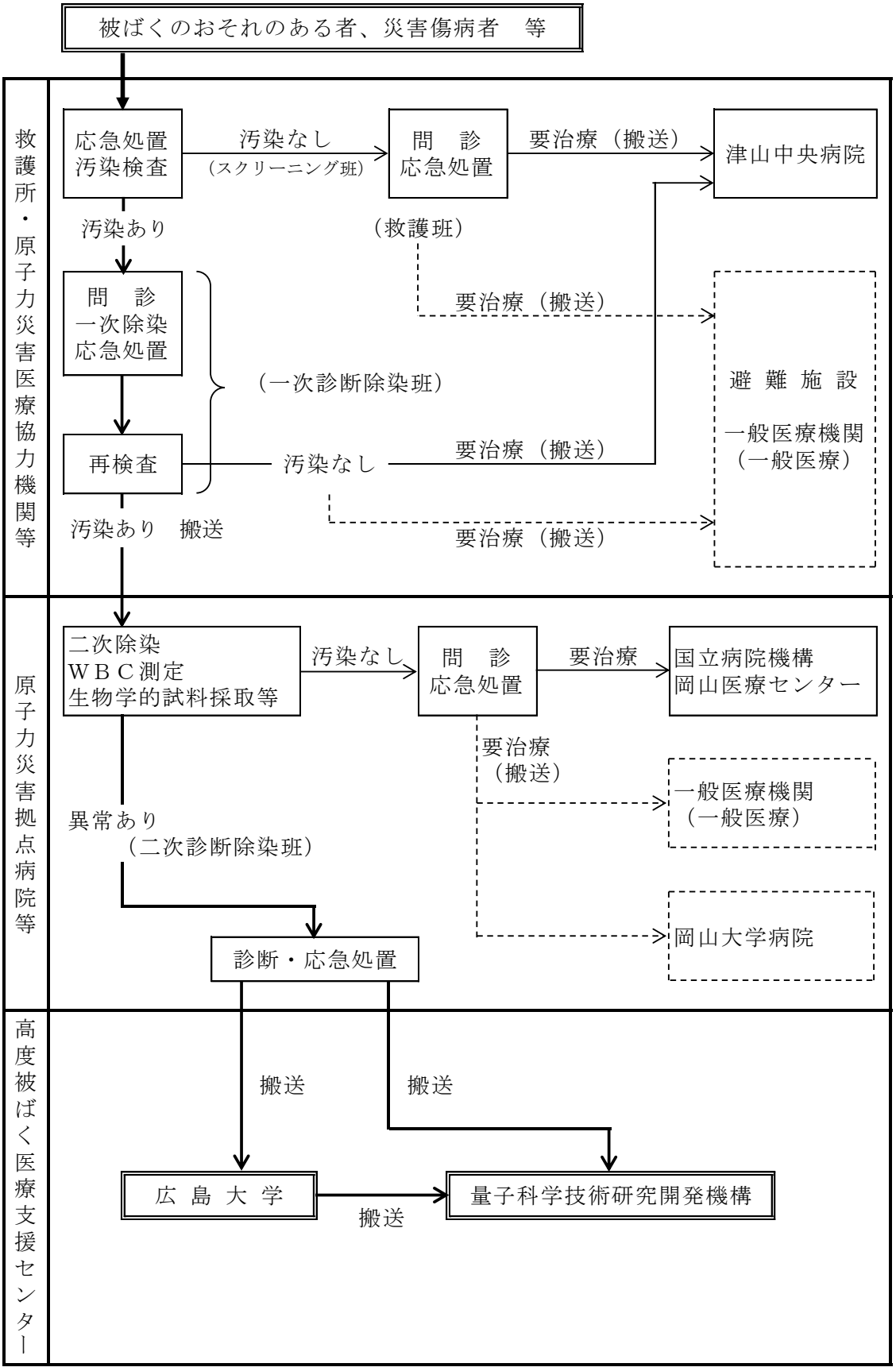
被ばくのおそれのある者、災害傷病者　等
救護所・原子力災害医療協力機関等
応急処置
汚染検査
汚染なし
（スクリーニング班）
問　診
応急処置
要治療（搬送）
津山中央病院
汚染あり
（救護班）
問　診
一次除染
応急処置
要治療（搬送）
避 難 施 設
一般医療機関
（一般医療）
（一次診断除染班）
再検査
汚染なし
要治療（搬送）
汚染あり　搬送
要治療（搬送）
原子力災害拠点病院等
二次除染
ＷＢＣ測定
生物学的試料採取等
汚染なし
問　診
応急処置
要治療
国立病院機構
岡山医療センター
要治療
（搬送）
一般医療機関
（一般医療）
異常あり
（二次診断除染班）
岡山大学病院
診断・応急処置
高度被ばく医療支援センター
搬送
搬送
広 島 大 学
量子科学技術研究開発機構
搬送

第９節　住民等への的確な情報伝達活動

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助け、住民等の安全を確保するためには、正確かつわかりやすい情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、住民等から、問合せ、要望、意見などが数多く寄せられるため、適切な対応を行う体制を整備する。

１　住民等への的確な情報伝達活動

（１）各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して、広報を実施する。

なお、要配慮者に配慮した伝達を行う。

（２）県及び鏡野町は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し､緊急時における住民等の心理的動揺又は混乱を抑え、異常事態による影響をできるかぎり少なくするため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつわかりやすく正確に行う。

また、県は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、Ｗｅｂサイトにより情報を提供するよう努める。

（３）県及び鏡野町は、住民等への情報提供に当たっては、国と連携し、情報の発信元を明確にし、情報の一元化を図るとともに、あらかじめわかりやすい例文を準備する。

また､利用可能なさまざまな情報伝達手段を活用し､繰り返し広報するとともに、定期的な情報提供に努める。

（４）県は、原子力災害の状況（人形峠環境技術センターの事故の状況、モニタリングの結果、参考としての気象情報等）、農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況、県が講じている対策に関する情報、交通規制、避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。その際、民心の安定並びに要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者等に配慮した伝達を行う。

（５）県は、国、鏡野町等と連携し、合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、住民等に対する情報の公表、広報活動を行う。

その際、その内容について原子力災害対策本部、原子力災害現地対策本部、関係行政機関、関係公共機関、関係地方公共団体、人形峠環境技術センター等と相互に連絡をとりあう。

（６）県は、国、鏡野町等と連携し、情報伝達に当たっては、広報紙、広報車等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得る。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

①　報道機関は、各機関から災害広報の実施について依頼があった場合、積極的に協力する。

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア　災害関連番組
イ　災害関係の情報
ウ　安否情報
エ　災害対策のための解説

オ　関係機関の告知事項
カ　交通情報
キ　その他必要な情報

②　各機関は、報道機関が災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

2　住民等からの問合せに対する対応

（1）県は、国、鏡野町等と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制を整備する。

また、住民等のニーズを見極めた上で、情報の収集・整理・発信を行う。

（2）県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命にかかわるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、県は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、鏡野町、鳥取県、津山圏域消防組合、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力、ストーカー行為、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被害者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

［住民に対する広報及び情報体系図］

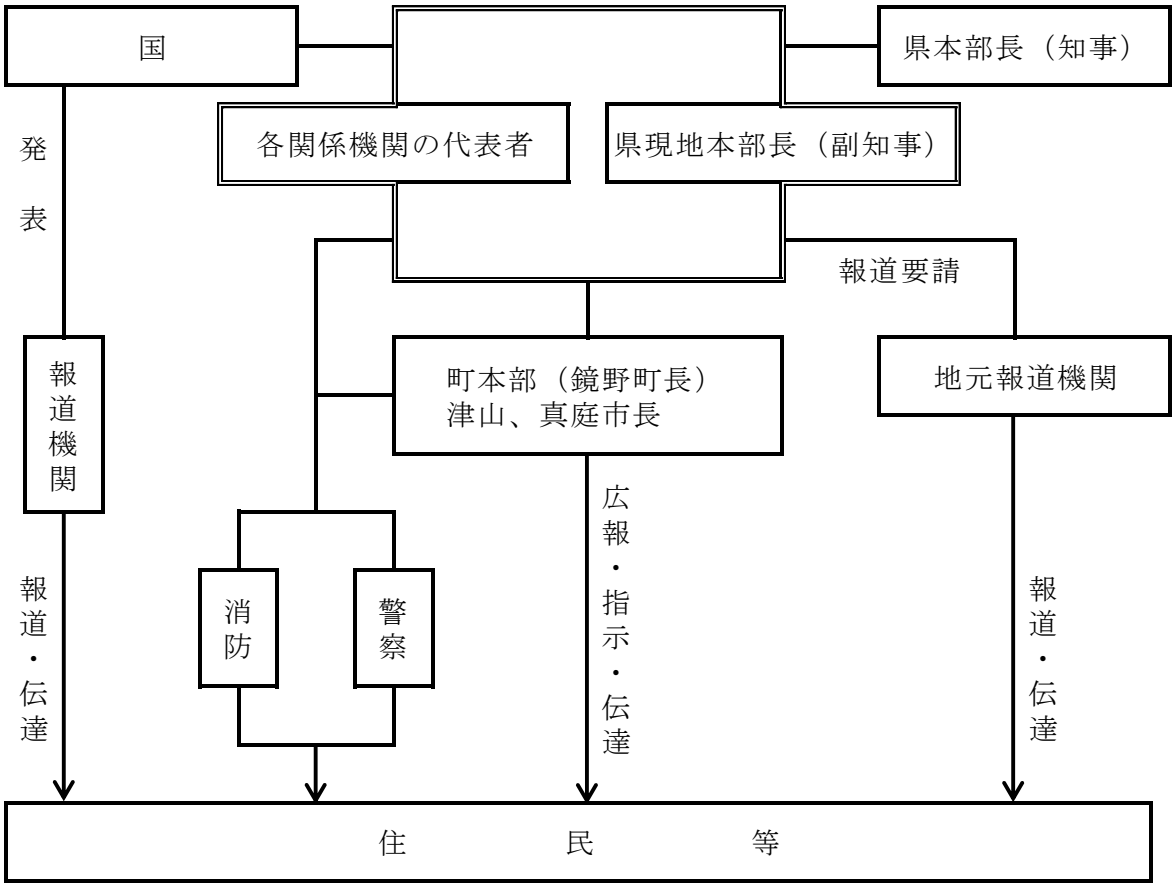

第４章　原子力災害中長期対策

第１節　基本方針

本章は、原災法第15条第４項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めるものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要があると認められるときは、本章に定める対策に準じて対応する。

第２節　緊急事態解除宣言後の対応

県は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される原子力災害現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施する。

第３節　原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

県は、鏡野町が避難区域等の設定を見直した場合には、その旨の報告を受ける。

第４節　放射性物質による環境汚染への対処

県は、国、鏡野町、人形峠環境技術センター及びその他の関係機関と連携し、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

第５節　各種制限措置等の解除

県は、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、緊急事態応急対策として実施された立入制限、交通規制、飲食物の摂取制限、出荷制限等各種制限措置の解除を鏡野町及び関係機関に指示する。

また、解除実施状況を確認する。

県警察は、必要に応じて、実施した交通規制の解除を行う。

第６節　環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、国の統括の下、人形峠環境技術センター等と協力して継続的に環境放射線モニタリングを行い、その結果を速やかに公表する。その後、平常時における環境放射線モニタリング体制に移行する。

第７節　災害地域住民に係る記録等の作成

１　災害地域住民の記録

県は、鏡野町が、避難及び屋内退避の措置を講じた住民等が災害時に当該地域に所在した旨の証明、指定避難所等においてとった措置等をあらかじめ定められた様式により記載することに協力する。

２　影響調査の実施

県は、必要に応じ、農林畜水産業等の受けた影響について調査する。

３　災害対策措置状況の記録

県は、被災地の汚染状況図、緊急事態応急対策措置及び原子力災害中長期対策措置を記録しておく。

第８節　風評被害等の影響の軽減

県は、国及び鏡野町と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行う。

第９節　被災中小企業等に対する支援

県は、必要に応じ、県融資制度の貸付けを行うとともに、国と連携し災害復旧高度化資金貸付けにより、設備復旧資金、運転資金の貸付けを行う。

また､被災中小企業等に対する支援について被災中小企業者等に周知を図るとともに、速やかに相談態勢をとる。

第10節　心身の健康相談体制の整備

県は、災害対策指針に基づき、国及び鏡野町と連携し、人形峠環境技術センター周辺地域の居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。

第11節　物価の監視

県は、国と連携し、生活必需品の物価の監視を行う。

第12節　復旧・復興事業からの暴力団排除

県警察は、県及び鏡野町と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第３編　放射性物質事故対策

第１章　総　則

第１節　基本方針

医療用、工業用、研究用等の放射性物質の取扱いによる事故や管理下にない放射性物質による被ばく等の事故が発生し、又はそのおそれがある場合に関し、地域住民に対して影響が及ぶことがないよう予防措置を定めるとともに、地域住民の安全を確保するため、放射性物質取扱事業者等（放射性物質の所有者及び占有者を含む。）及び防災関係機関等の初動体制を確立し、相互に緊密な協力の下に各種応急対策を実施し、被害の拡大を防止するとともに、事後対策に必要な措置を定めるものである。

第２節　本編の対象とする事象

１　放射性物質を取り扱う事業所に係る事故

放射性物質を取り扱う事業所における事故及び輸送中の事故により、当該放射性物質が飛散、漏えいし、又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

２　管理下にない放射性物質による被ばく等の事故

管理下にない放射性物質により、被ばく等で健康影響が発生し、又はそのおそれがある事態を生ずることをいう。

第３節　計画における対応

本編の予防、応急、事後措置で対応が十分でないと認める重大な放射性物質事故が発生したとき、及び核燃料物質輸送時の事故等により、原災法に定める特定事象、原子力緊急事態に至ったときは、「第２編　原子力災害対策」に準じ対応する。

また、放射性物質の運搬については、輸送の都度、経路が決定されるため、原子力施設とは異なり、あらかじめ事故発生場所を想定することが困難であることから、輸送時の事故については、放射性物質取扱事業者等と国が主体となって防災対策を行うことが実効的であるとされている。こうした輸送の特殊性等を踏まえ、防災関係機関においては次により対応する。

（１）事故の通報を受けた最寄りの消防機関は、直ちにその旨を本県危機管理課に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等に協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施する。

（２）事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、放射性物質取扱事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

（３）事故の通報を受けた海上保安部署は、事故の状況の把握に努めるとともに、状況に応じて、海上保安職員の安全確保を図りつつ、放射性物質取扱事業者等と協力して、事故発生場所海域への立入制限、人命救助等に関する必要な措置を実施する。

（４）県及び事故発生場所を管轄する市町村は、事故の状況の把握に努めるとともに、国の指示又は独自の判断により、事故現場周辺の住民避難等、一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じる。

第２章　事故の予防と体制の整備

第１節　基本方針

放射性物質に係る事故を予防し、また、万一の事故の際には、地域住民に対して放射線の影響が及ばないよう、あらかじめ予防体制を整備するとともに、事故の発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立するものである。

第２節　放射性物質に係る事故の予防対策

１　放射性物質取扱事業者等が行う措置

関係法令に基づく適正な取扱い、管理、運搬等を行うための保安規程の整備等保安体制の整備に努める。

［資料18］　県内放射性同位元素等取扱事業所一覧

２　防災関係機関が行う措置

関係法令及び放射性物質の適正な取扱いの周知、管理下にない放射性物質の存否の確認、連絡名簿の整備等により、事故に備えた体制整備等に努める。

第３節　放射性物質に係る事故時の体制整備

１　放射性物質取扱事業者等が行う措置

（１）保有又は使用している放射性物質の性状及び取扱い上の注意事項等について消防署等防災関係機関への情報提供を行うなど、平素から連絡調整を行う。
（２）万一の事故に備えた消防その他関係機関との連絡通報体制の確立、事故等を想定した応急対応や連絡通報に関する訓練を実施する。
（３）放射性物質の運搬の際には、個人用防護資機材を人数分携帯し、災害発生時の初期対応に備える。

２　防災関係機関が行う措置

（１）放射性物質による事故の連絡通報体制（夜間、休日を含む。）及び受信した情報の関係機関への通報体制を確立する。
（２）救急・救助体制を整備する。
（３）放射性物質の防護資機材を整備する。

第３章　事故時の応急対策

第１節　基本方針

放射性物質の取扱い上の事故や管理下にない放射性物質による被ばく等の事故等により災害が発生し、又はそのおそれがあるときは、飛散、漏えいした放射性物質等から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、相互の緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害の拡大を防止し、被害の軽減を図る。

第２節　放射性物質取扱事業者等が行う措置

1　連絡通報体制

事故等が発生し、放射性物質の影響が周辺地域に及び、又はそのおそれがある場合で、原子炉等規制法又は放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）等の適用を受ける場合、事業者等は、その定めるところにより、直ちに関係機関への通報を行うとともに、下図に示す「放射性物質に係る事故による災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統」により、いずれかの関係機関に通報する。

なお、管理下にない放射性物質による被ばく等の事故を覚知した場合の通報も同様とする。

［放射性物質に係る事故による災害の発生時における情報の収集及び伝達の系統］

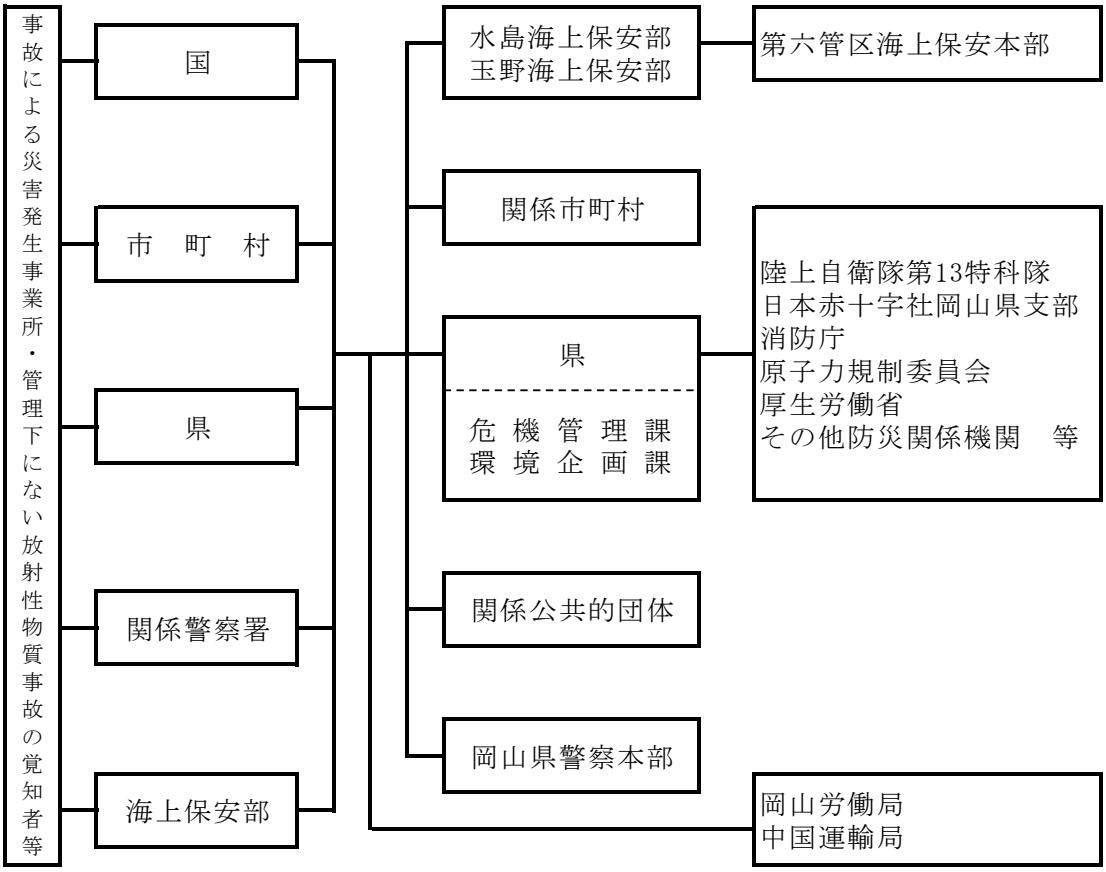

2　被害の拡大防止

放射性物質取扱事業者等は、保安規定等に基づき、次の措置を講じる。

①　消火その他事故の鎮静化措置
②　立入制限区域の設定による被ばくの防止
③　放射性物質の安全な場所への移動等、放射能汚染の防止又は汚染の拡大防止
④　放射線に被ばくした者の救護及び除染
⑤　その他放射線障害の防止に必要な措置

3　防災関係機関が行う措置への協力

①　放射線モニタリング等、事故の把握に必要な情報の収集
②　事故の鎮静化に必要な資機材の提供

③　防災活動従事者の被ばく防止等に必要な情報及び防護資機材の提供

第３節　国、県、県警察、市町村が行う措置

１　国が行う措置

（１）国（関係省庁）が行う措置

事故の拡大を防止し、被害を最小にするための各種情報の提供、必要に応じ要員の派遣、資機材の提供等

（２）水島海上保安部、玉野海上保安部が行う措置

現場海域、海岸への立入制限、人命救助等に関する必要な措置

（３）労働基準監督署が行う措置

事故等発生事業所に対する指導及び被ばくした者に対する労働安全衛生上の措置

２　県が行う措置

（１）放射性物質又は管理下にない放射性物質による事故の発生を知ったときは、当該事業者等に対して事故の拡大又は事故の発生・再発防止のため、必要な措置を講じるよう求めるとともに、他の防災関係機関と協力して応急対策を実施する。

（２）県は、自らの防災活動又は市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合は、国へこれらの実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

３　県警察が行う措置

（１）放射性物質事故情報の収集とその活用

（２）被災者等の救出及び屋内退避の措置

（３）被災地域住民の避難等の広報及び避難誘導

（４）警戒区域の設定による立入制限又は立入禁止措置

（５）迂回路の設定等必要な交通規制

４　市町村が行う措置

市町村長は、国、県と連携し事故の状況に応じ、次の措置を講じる。

（１）事故の状況把握と周辺住民への情報提供

（２）事故の態様に応じた避難の指示等

（３）事故の鎮静に必要な消火その他の措置

（４）被ばく者の救助等

（５）汚染の拡大防止及び除染

なお、市町村は、上記の措置の実施が困難なときは、他市町村又は県へこれらの措置の実施又はこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

第４章　事故復旧対策

放射性物質による事故に係る風評被害が生じた場合の影響の軽減、周辺地域居住者等に対する心身の健康相談等、必要な災害復旧対策が生じた場合は、「第２編　原子力災害対策」に準じ、対処するものとする。

岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）作成・修正の経緯

平成13年２月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の作成
平成14年10月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成15年３月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成16年６月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成17年６月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成18年６月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成19年６月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成20年７月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成21年７月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成23年３月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成25年９月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成26年９月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成27年12月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成28年10月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
平成30年２月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
令和元年７月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
令和２年２月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
令和３年３月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
令和４年２月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正
令和５年２月　岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）の一部修正

岡山県地域防災計画（原子力災害等対策編）
―　令和５年２月修正　―
発　行　令和５年２月
編　集　岡山県防災会議（岡山県防災会議事務局）
岡山県危機管理課
〒700-8570　岡山市北区内山下二丁目４番６号
電話　086－226－7385